

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	実施方針	1	第1	1	(4)	対象となる事業概要	「1日あたり10,000食の供給能力を有する」と記載されていますが、別紙1「基本設計書」では8,500食規模の整備を前提とされています。その中の「厨房設備算定根拠」内での機器選定も8,500食前提ですが、2時間給食を遵守するとなると特に加熱機器など設計上の機器より大型の機器での対応に変更することが想定されます。よって基本設計書での食数前提ではなく10,000食での機器選定を提案するとの解釈でよろしいでしょうか。	基本設計では8,500食の提供食数を想定し検討しましたが、これは、8,500食を1食でも超えたら成立しなくなるのではなく、一定程度の余裕を持って調理できる前提としています。本事業の事業者公募・選定にあたっても同様に、一定程度の余裕を持って計画して頂きたく、想定提供食数に1割強の余裕をもたせた「10,000食の供給能力」と規定したところです。
2	実施方針	1	第1	1	(4)	対象となる事業概要	本事業にて施設に求められる能力を10,000食と記載されているのに対し、別紙1「基本設計書」内1頁の基本設計方針では8,500食規模の整備を前提とされていますが、調理設備・機器に求められる能力設定は何れの食数を前提に想定すれば宜しいでしょうか。	1番の回答を御参照下さい。
3	実施方針	1	第1	1	(4)	対象となる事業概要	「1日あたり10,000食の供給能力を有する～」とありますが、基本設計は8,500食の規模で設計されています。提示された基本設計の内容で10,000食の提供が可能との認識で宜しいでしょうか。	1番の回答を御参照下さい。
4	実施方針	1	第1	1	(4)	対象となる事業概要	「一日あたり10,000食の供給能力」とありますが、基本計画の8,500食を上回る設定とした理由をご教示ください。	1番の回答を御参照下さい。
5	実施方針	1	第1	1	(4)	対象となる事業概要	1日あたり10,000食の供給能力とあります。一方、別紙1 基本設計書では8,500食規模とあります。どちらが正でしょうか。	1番の回答を御参照下さい。
6	実施方針	1	第1	1	(4)	対象となる事業概要	事業認定申請とありますが、確認申請書について、縛りはありますか？	市にて把握している縛りはありません。 直接、確認申請書の提出先として想定しているところに御確認下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
7	実施方針	2	第1	1	(6)	事業範囲	本事業の設計は、実施設計からとなっておりますが、基本設計書に準じて実施設計を行うことから、設計の事業費は、実施設計のみを計上しているということでしょうか。	御理解のとおりです。
8	実施方針	2	第1	1	(7)	事業者の収入	提案の上限価格は公募公告時にお示しいただけると理解してよろしいでしょうか。提案の検討熟度を高めるために、公募公告を待たずに速やかに公表していただきたく存じます。	募集要項等において示します。
9	実施方針	2	第1	1	(7)	1) 本施設時実施設計・建設・工事監理・所有権移転に係るサービス対価	実施設計・建設・工事監理・所有権移転に係るサービス対価のうち、所有権移転後に支払われる一定額は、入札公告時に明示されますでしょうか。	募集要項等において示します。
10	実施方針	2	第1	1	(7)	1) 本施設の実実施設計・建設・工事監理・所有権移転に係るサービス対価	設計建設業務にかかるサービス対価のうち、ご想定为建设一時金と割賦部分の割合をご教示いただけませんかでしょうか。	募集要項等において示します。
11	実施方針	2	第1	1	(7)	1) 本施設時実施設計・建設・工事監理・所有権移転に係るサービス対価	本施設の実実施設計・建設・工事監理・所有権移転に係るサービス対価につき、ご想定されている一時支払い部分と割賦部分の割合をご教示いただけますでしょうか。	募集要項等において示します。
12	実施方針	2	第1	1	(7)	1) 本施設の実実施設計・建設・工事監理・所有権移転に係るサービス対価	「残額を維持管理・運営期間中において均等に支払う」とありますので、割賦払いをするとの理解でよろしいでしょうか。その場合、基準金利や支払方法（支払頻度、元利均等・元金均等）をご教示いただけませんかでしょうか。	募集要項等において示します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
13	実施方針	2	第1	1	(7)	1) 本施設の実施設計・建設・工事監理・所有権移転に係るサービス対価	設計・建設期間中に発生する①SPC設立に係る費用(司法書士費用及び登記費用等)②資金調達に係る費用(アレンジメントフィー及びエージェンツフィー)③SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)は1)本施設の実施設計・建設・工事監理・所有権移転に係るサービス対価に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。
14	実施方針	2	第1	1	(7)	1) 本施設の実施設計・建設・工事監理・所有権移転に係るサービス対価	割賦金利の基準金利は、施設供用開始日の2銀行営業日前に決定するとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
15	実施方針	2	第1	1	(7)	1) 本施設の実施設計・建設・工事監理・所有権移転に係るサービス対価	<p>実施設計及び建設・工事監理・所有権移転に係るサービス対価について、「長期割賦販売等に係る延払基準」が廃止されたことを考慮していただき、割賦元本総額に係る消費税及び地方消費税額は、維持管理・運営期間にわたる分割払いではなく、施設引渡年度に一括してお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>※割賦元本総額に係る消費税及び地方消費税額に関して、施設引渡年度に一括してお支払いいただけない場合、金融機関から消費税及び地方消費税額を加算した金額を借り入れする必要がありますが、消費税及び地方消費税額には割賦利息が付かないため、割賦払金では借入金を返済できなくなります。)</p>	募集要項等において示します。
16	実施方針	2	第1	1	(7)	1) 本施設の実施設計・建設・工事監理・所有権移転に係るサービス対価	<p>本施設の実施設計・建設・工事監理・所有権移転に係るサービス対価に対する消費税相当額については、施設引渡年度に一括でお支払いいただけますでしょうか。2018年度の税制改正において、長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されており、実施設計・建設・工事監理業務・所有権移転に係るサービス対価(割賦支払分)は、割賦料が支払われる都度ではなく、将来に受け取る割賦料部分を含めた割賦元本全額が施設引渡し年度に売上として認識されます。そのため、割賦元金全額に対して受取消費税が課税されることになり、SPCに過大な資金負担が発生してしまいます。</p>	募集要項等において示します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
17	実施方針	2	第1	1	(7)	1) 本施設の実施設計・建設・工事監理・所有権移転に係るサービス対価	施設整備業務の消費税相当額は、本施設引渡し時に一括計上し納税の義務が発生しますので、割賦元本の相当額を含めて消費税の全額を本施設引渡し時にお支払いいただけませんか。	募集要項等において示します。
18	実施方針	2	第1	1	(7)	2) 開業準備に係るサービス対価	開業準備に係るサービス対価は、施設引渡後に一括して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
19	実施方針	2	第1	1	(7)	2) 開業準備に係るサービス対価	開業準備に係るサービス対価については、本施設の供用開始後すぐに一括で事業者を支払われるものと理解してよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
20	実施方針	2	第1	1	(7)	2) 開業準備に係るサービス対価	開業準備期間中に発生する①金融機関に支払う手数料（エージェントフィー）②SPC諸経費（SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等）は2) 開業準備に係るサービス対価に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。
21	実施方針	2	第1	1	(7)	3) 維持管理・運営に係るサービス対価	維持管理・運営期間中に発生する①金融機関に支払う手数料（エージェントフィー）②SPC諸経費（SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等）は3) 維持管理・運営に係るサービス対価の内、固定費に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。
22	実施方針	2	第1	1	(7)	3) 維持管理・運営に係るサービス対価	維持管理・運営業務担当企業の資金計画の参考とするため、本業務のサービス対価の単年度の支払回数をご教示いただけませんか。	募集要項等において示します。
23	実施方針	2	第1	1	(7)	3) 維持管理・運営に係るサービス対価	光熱水費に関しては提供食数に対して単純に比例するものではないものと思料します。固定費と変動費に分ける場合の分け方については、応募者の考えによると考えても宜しいでしょうか。また、固定費については運営期間を通じて平準化ではなく、食数変動に応じて年度ごとに変動させることも認められるとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等において示します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
24	実施方針	2	第1	1	(7)	3) 維持管理・運営に係るサービス対価	<p>①固定費に含まれる光熱水費について、市職員事務室で使用する光熱水費は一宮市様の負担となり、維持管理・運営に係るサービス対価の対象にはならないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②上記①のほかに、維持管理・運営に係るサービス対価の対象にはならない光熱水費をお示しいただくようお願いします。</p> <p>③共用部分で使用する光熱水費について、一宮市様と事業者の負担はどのように考えたらよろしいでしょうか。</p>	募集要項等において示します。
25	実施方針	2	第1	1	(7)	3) 維持管理・運営に係るサービス対価	<p>光熱水費算出に際しまして、提供日数・各エネルギー単価・再生可能エネルギー賦課金などの条件は、今後の公表資料にて可能な限りご提示いただけると理解して宜しいでしょうか。また、原油単価に変動する基準単価の基準月も同時にお示しいただけますでしょうか。</p>	募集要項等において、算出の前提条件を示しますが、現時点では、どこまで具体的に条件を設定するか、決定していません。
26	実施方針	3	第1	1	(8)	事業者スケジュール（予定）	<p>本施設の引渡し予定日は、令和6年6月30日という理解でよろしいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。
27	実施方針	3	第1	1	(8)	事業スケジュール（予定）	<p>本施設の所有権移転は、令和6年6月30日という理解でよろしいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。
28	実施方針	3	第1	1	(8)	事業スケジュール（予定）	<p>施設の所有権移転が令和6年6月30日の場合、施設整備に関する瑕疵期間はそこから2年間という理解で宜しいでしょうか。</p>	事業契約書（案）において示します。
29	実施方針	5	第2	1	1	事業者選定に関する基本的な考え方	<p>公募公告時に提案の上限価格および、各業務（設計・建設、開業準備、維持管理、運営等）に対する内訳は、公表されますでしょうか。</p>	上限価格については、募集要項で示します。内訳を示すか否かについては、現時点で決定していません。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
30	実施方針	5	第2	1	1	事業者選定に関する基本的な考え方	「公募型プロポーザル方式」を想定とあります。優先交渉権者選定後に、事業契約書等および、提案価格や提案内容に関して、貴市と協議・交渉が可能との理解でよろしいでしょうか。	本事業への応募は、全ての公募書類（質問回答を含む）を遵守し、事業提案書記載事項を必ず実現することが大前提です。公募時に（案）として公表している書類も、法人名や日付等が未確定であることにほかならず、選定された応募グループの希望にあわせて規定を変更する余地があるという意味ではありません。ただし、選定された応募グループの提案内容について、例えば市としては不要と考える部分の業務を削減頂き、その分他の業務を追加頂くなど、市の要請に対して許容頂けるのであれば、提案時との変更もあるかもしれませんが、選定された応募グループが、公募書類に定める要求水準等を変更するよう求めたり、事業提案書に記載した事項の変更を求めたりするような協議・交渉には、市は一切応じません。
31	実施方針	5	第2	2	(1)	応募者の構成	応募者は、設計・建設・工事監理・維持管理・調理の各業務を受託又は請け負う企業で構成するグループですので、それ以外の会計監査企業や第三者アドバイザー等は、参加資格申請の対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	特別目的会社から直接業務を受託しないのであれば、構成員と協力会社のどちらにも該当しないため、参加資格要件を満たす必要はありません。
32	実施方針	5	第2	2	(1) 1)		「調理設備調達・搬入設置業務」とありますが、要求水準にはそのような業務が定義されておりません。建設業務の一部かと思料しますが、ご確認をお願いします。	5月下旬に公表予定の確定版の要求水準書において示します。
33	実施方針	6	第2	2	(3)	応募者の参加資格要件	1)の前文中、「～他の者は建設企業の資格要件の①を含む複数を満たしていること。」とございますが、3)では「建設企業は、全ての企業が①及び②の要件を満たし～」となっています。建設企業は①を含む複数の資格要件を満たす必要があるのか、①・②の要件を満たす必要があるのかどちらでしょうか。	建設業務を複数の企業で実施する場合、主たる業務を担う1者が建設企業の資格要件を全て満たし、他の者は建設企業の資格要件の①及び②を満たすこととします。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
34	実施方針	6	第2	2	(3)	2)	「ドライシステムの学校給食共同調理場（学校給食法第6条に規定するもの）の実設計の実績を有していること。」とありますが、本事業と同様なPFIによる給食センターの設計実績は該当するとの理解で宜しいでしょうか。	その実績が、「ドライシステムの学校給食共同調理場（学校給食法第6条に規定するもの）」についてのものかどうかによります。
35	実施方針	6	第2	2	(3)	5)	維持管理企業は、令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていることとありますが、入札参加資格の種別は「物品等」でよろしいでしょうか。	種別は問いません。
36	実施方針	6	第2	2	(3)	6)	「学校給食施設または集団調理施設（同一メニューで1日6,000食以上を提供する調理施設）等」とありますが、2献立又は3献立の6,000食以上の学校給食共同調理場（給食センター）における実績があれば参加可との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
37	実施方針	6	第2	2	(3)	7)	その他企業として参加できる業種として、マネジメント企業や配送企業・設備企業などと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
38	実施方針	6	第2	2	(3)	7)	資金調達等を行うFA企業やSPC管理業務を担う企業も「その他企業」に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
39	実施方針	8	第2	3		選定の手順及びスケジュール（予定）	施設計画の変更について、変更可否の確認、提案としての有効性（加点要素）の確認、提案ノウハウの秘匿を目的として、貴市との個別対話ないし個別質疑の設定を希望いたします。	御意見をふまえ、対応方法を検討します。
40	実施方針	8	第2	3		選定の手順及びスケジュール（予定）	選定スケジュールにおいて、今回の事業提案では基本設計が既に終了しておりますことで、提案において基本設計などの内容など確認の機会を与えて頂きたく、対面対話など実施して頂くことは可能でしょうか。	御意見をふまえ、対応方法を検討します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
41	実施方針	8	第2	3		選定の手順及びスケジュール（予定）	本事業は、基本設計書（別紙1）において詳細まで既に検討をされておられますが、基本設計書の提案協議につきまして、書面協議または対面対話などの機会はございませんでしょうか。	御意見をふまえ、対応方法を検討します。
42	実施方針	10	第2	5	(3)	1) 資格審査	資格審査を通過した応募者が1者の場合でも、募集及び選定手続が中断又は中止にならないと理解してよろしいでしょうか。	事業者選定基準において示します。
43	実施方針	10	第2	5	(3)	2) 提案審査 ①定量的評価	提案価格の上限は募集要項公表時に公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
44	実施方針	10	第2	5	(4)	優先交渉権者及び次点者の決定	定量的評価と定性的評価を加算して最も高い数値が複数いる場合、優秀提案者及び次点提案者をどのように選定するのでしょうか。	事業者選定基準において示します。
45	実施方針	10	第2	6	(1)	基本協定の締結	ここでいう「全構成員」とは、「協力会社」を含むという理解でよろしいでしょうか。協力会社も基本協定締結の当事者となることについて確認させてください。	含みません。
46	実施方針	10	第2	6	(1)	基本協定の締結	協力会社は基本協定を締結しないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
47	実施方針	10	第2	6	(1)	基本協定の締結	基本協定書案は、募集要項公表時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。また、基本協定の有効期間は、事業契約締結時までとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。後段については、基本協定書（案）において示します。
48	実施方針	11	第2	6	(2)	特別目的会社の設立等	本事業用地をSPCの所在地として登記することは可能でしょうか。	可能です。
49	実施方針	11	第2	6	(2)	特別目的会社の設立等	SPCの所在地は、維持管理運営期間中は今回整備する共同調理場としてもよろしいでしょうか。	問題ありません。



番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
50	実施方針	11	第2	6	(2)	特別目的会社の設立等	SPCの所在地は、維持管理運営期間中は今回整備する学校給食センターとしてもよろしいでしょうか。	問題ありません。
51	実施方針	11	第2	6	(2)	特別目的会社の設立等	本事業における資金調達に際して、プロジェクトファイナンスで資金調達を行う場合、SPCと金融機関との間で株式質権設定契約を締結することが一般的ですが、株式質権設定契約の締結の際には貴市からの事前のご承諾をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	原則承諾する予定ですが、金融機関と市の直接協定の内容及び協議を踏まえて判断します。
52	実施方針	12	第3	1	(2)	予想されるリスクと責任分担	事業者の過度なリスクになるような基本協定書の連帯債務等は構成員及び協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性があるため、帰責企業がリスクを負担する建付けをご検討お願い致します。	1つの御意見として、承ります。
53	実施方針	12	第3	3		履行保証等に関する事項	事業契約の履行保証は、施設整備業務と維持管理・運営業務をそれぞれ対象とするとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）等において示します。
54	実施方針	13	第3	4	(5)	事業者に対する支払額の減額等	維持管理及び運営等の業務に対する貴市からのモニタリングによって減額となるサービス対価の対象は維持管理及び運営等の業務の対価であり、実施設計・建設・工事監理・所有権移転にかかるサービス対価は対象外との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）等において示します。
55	実施方針	14	第4	2	(1)	基本的な考え方	「・・・市が令和2年度に完了した本施設の基本設計を前提として、より良い提案を求める。詳細は、募集要項等にて提示する。」と記載が御座いますが、事業者として提案を検討したい項目についての内容とその採用可否について、事前に貴市へ個別に確認させて頂くプロセスを設けて頂きたく、ご検討願います。	御意見をふまえ、対応方法を検討します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
56	実施方針	14	第4	2	(1)	基本的な考え方	「～基本設計を前提として、より良い提案を求める。詳細は、募集要項にて提示する。」とあり、募集要項の公表予定が5月下旬（P18）となっておりますが、提案内容を検討する十分な時間が必要なので、基本設計から変更できる具体的な範囲について早急に御提示頂けないでしょうか。	御意見をふまえ、対応方法を検討します。
57	実施方針	14	第4	2	(2)	施設の規模	1日あたり、10,000食の供給能力を有する施設とする。とありますが、基本設計図書の数設定が8,500食と見受けられます。加熱機器の台数や能力に影響が考えられますので、何食の設定としましたら宜しいでしょうか。	1番の回答を御参照下さい。
58	実施方針	15	第4	2	(3)	施設概要	従業員用の駐車場を使用する際には使用料金は免除されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
59	実施方針	15	第4	2	(3)	施設概要	洗濯室、乾燥室が職員・調理員エリアにありますが、市職員は使用しないという認識で宜しいでしょうか。また、その場合は市職員の洗濯物は本事業対象外との認識で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)P37に規定のとおり、市職員の白衣等についても、事業者に洗濯して頂きます。そのため、市職員が洗濯室、乾燥室を使用することは想定していません。
60	実施方針	15	第4	2	(3)	施設概要	本施設/その他エリアに記載がある「更衣室」は運転手更衣室でしょうか。また、運転手は調理員と同レベルの衛生管理（検便等）を行えば、調理員更衣室と兼用することは可能でしょうか。	前段については、御理解のとおりです。後段については、衛生管理が徹底されていると市が判断した場合は、可能です。
61	実施方針	16	第4	3		土地に関する事項	貸付開始時点での事業用地には道路構造物等が存在する可能性があるとのことですが、それらの撤去費用は事業費に含めるとの理解で宜しいでしょうか。また、撤去が必要となる道路構造物等に関して、図面等で明確にご提示いただけますでしょうか。（全応募者が同条件で積算できるようにするため）	事業地内における撤去費用は事業者負担です。 提供できる図面はありません。 なお、道路舗装は廃道予定部分に、土留め板は主に事業地と隣接道路との境に存在しています。いわゆる投棄された地中埋設物を意味するものではありません。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
62	実施方針	16	第4	3	土地に関する事項	道路構築物等が存在する可能性について、これらの残置物の撤去も建設業務に含まれるのでしょうか。含まれるのであれば、撤去費用等の算出のため、公募公告時に、土地の引渡時点の残置物の明示をお願いいたします。	61番の回答を御参照下さい。	
63	実施方針	16	第4	3	土地に関する事項	貸付開始時点での構造物・樹木等については、これらの撤去に要する費用の積算可能な情報を募集要項等として公表いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、貴市が公表した資料や現地確認により予見可能でない撤去等に要する費用については、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	61番の回答を御参照下さい。	
64	実施方針	16	第4	3	土地に関する事項	道路構造物や土留板等の処分費は貴市の負担として頂けないでしょうか。また本施設を引渡す時に原状回復は必要ないと考えて宜しいでしょうか。	前段については、事業者負担です。 後段について、本施設を市に引渡すのは令和6年6月30日の予定ですが、その時に土地を原状回復というのが、土地造成前の状態に戻すということを意図しているのであれば、当然、その必要はありません。	
65	実施方針	16	第4	3	土地に関する事項	4月1日現在、事業地西側南北道路（市道C577号線）にて、道路工事等実施されておりますが、計画地敷地全体や交通道路等に影響はございますでしょうか。	当該工事は、道路側溝の一部破損（ひび割れ）を部分修繕（側溝入替）したものであって、道路形状、幅員等の変更を伴うものではありません。なお、当該工事は本回答時点で終了しています。	
66	実施方針	16	第4	3	土地に関する事項	事業契約書内に、事業地を無償で貸し付ける旨定めることで対応可能と思慮致します。 金融機関の担保対象となる契約が増えることや、無償貸付なので議会の議決の対象となり仮契約として締結する必要があるなど、双方負担かと存じますので、別途、土地使用貸借契約を締結することはご容赦ください。	1つの御意見として承ります。	
67	実施方針	16	第4	3	土地に関する事項	土地使用貸借契約（案）については、募集要項等の公表時に公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	現時点で決定していません。	

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
68	実施方針	18	第6	2	(5)	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	事業契約解除時における違約金又は損害賠償の請求等の記載がございますが、違約金の水準はどのように想定されてみえますでしょうか。プロジェクトファイナンスの調達においては、金融機関からSPCに違約金相当分のキャッシュリザーブを依頼されるケースがございますため、入札価格の抑制も含めて、事業の効率化の観点からは違約金は小額の方が良いと考えます。	違約金については、事業契約書（案）で示します。
69	実施方針	19	第7	2		財政上及び金融上の支援に関する事項	交付金等の額により、施設整備費に占める割賦払いの比率が変動する可能性があるとの理解でよろしいでしょうか。また、割賦払いの比率が高まった場合の優先ローンに対する金利などは貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	募集要項において示します。
70	実施方針	21	別紙1				リスク分担表内にて、建設期間中や維持管理・運営期間中に第三者に起因する施設の損傷が生じた場合のリスクの記載がありませんが、第三者の起因による施設への損傷が生じた場合は、その修繕費用については市側が負担するとの理解でよろしいでしょうか。具体的には、通常想定される第三者に加え、見学者対応支援業務など市の主催する見学会の来場者や、食材配送企業も第三者に含めると理解しています。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
71	実施方針	21	別紙1			No.2	No.2の「法令変更」について、本事業に直接関係する法令とは具体的にどの法令を指すのでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
72	実施方針	21	別紙1			No.4	No.4「事業者の利益に課される税制度」には、消費税は含まれない、との理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
73	実施方針	21	別紙1			No.4	<p>No.4にて税制度の新設・変更は事業者リスクとされておりますが、事業所税も入札価格に含める必要がありますでしょうか。含まれている場合、課税対象の諸室の区分をお示し頂けますでしょうか。</p>	<p>市は負担しません。</p> <p>事業者において事業所税（資産割）が課税される対象となる事業所床面積は、家屋全体の床面積（一般的には登記上の床面積）から、福利厚生施設等の非課税部分と市専用部分を除いたものとなります。</p> <p>なお、福利厚生施設等の非課税部分及び市専用部分か否かは実際の施設の使用実態により判断されることとなります。</p> <p>また、市と事業者の共用部分がある場合、各々の専用部分を基礎とした按分計算を行うことにより、当該共用部分のうちの事業所床面積を算出します。</p> <p>共用部分に該当するか否かも、実際の施設の使用実態により判断されることとなります。</p>
74	実施方針	21	別紙1			No.14	<p>No.14の「金利変動」について、融資金融機関の要請がありますので、基準金利決定日は本施設の引渡し日の2営業日前など割賦債権の確定日に近い日付としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>募集要項において示します。</p>
75	実施方針	21	別紙1			No.17	<p>No.17の「物価変動」について、本施設供用開始前のインフレ・デフレのリスク負担者が市が△、事業者が○となっておりますが、インフレやデフレについては事業者がコントロールできない内容ですのでNo.18のように市に○へ再考して頂けますようお願い致します。</p>	<p>リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。</p>
76	実施方針	21	別紙1			No.17、No.18	<p>No.17、18の「物価変動」については物価スライド条項を設けられるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、現実の建設費動向に沿った指数、例えば、標準建築費指数季報（建設工業経営研究会）、建築費指数（建設物価調査会）などを、また、維持管理・運営についても実勢に近い厚生労働省の指標などを採用いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。</p>

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
77	実施方針	21	別紙1			No.22	No.22の「不可抗力」については事業者がリスクをコントロールできるものではありません。負担者の事業者欄の△（従分担）を外していただくようお願いします。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
78	実施方針	21	別紙1			No.22	No.22の「不可抗力」について、コロナ感染対策のため想定外の事業リスクが顕在化している案件が見受けられます。コロナ感染症発生による追加費用の他、学校の休校による給食提供中止による損失についても不可抗力として市が応分の負担をすとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
79	実施方針	21	別紙1			No.25	No.25「議会の議決が得られない場合」ですが、事業者側にも△がついていますが、想定されている事業者側のリスクをご教示ください。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
80	実施方針	21	別紙1			No.25	No.25の「契約の未締結・遅延」について、「議会の議決が得られない場合」とありますが、議会の議決は事業者がリスクをコントロールできるものではありません。負担者の事業者欄の△（従分担）を外していただくようお願いします。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
81	実施方針	21	別紙1			No.27	No.27の「市が実施した測量、調査に関するもの」には、基本設計の瑕疵（基本設計において設定されている与条件が実情と異なる場合など）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
82	実施方針	21	別紙1			No.29	基本設計に不備があり設計変更する場合は、「29市の帰責事由により変更する場合」に該当する認識で宜しいでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
83	実施方針	22	別紙1			No.36	No.36の「市が公表した資料や現地確認により予見可能なもの」について、現地に立ち入り、確認の機会はいただけますでしょうか。	387番の回答を御参照下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
84	実施方針	22	別紙1			No.37	No.37の「用地の瑕疵」について、市の公表資料には記載のない土壤汚染が判明し、その推測について事業者側に過失がない場合には、市が処理費用の負担をするとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
85	実施方針	22	別紙1			No.37	No.37の「上記以外の土地の瑕疵」について、貴市の前所有者による土壤汚染、地中障害物などについて、処理費用が必要となった場合、貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
86	実施方針	22	別紙1			No.39	No.39の「工事遅延」について、新型コロナウイルスを含む感染症の感染拡大防止により工事の遅延が予測される場合、工事遅延リスクは事業者にないと理解してよろしいでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
87	実施方針	22	別紙1			No.41	No.41「市の帰責事由によるもの」について、基本設計に起因して建設費が増大した場合も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
88	実施方針	22	別紙1			No.52～54	維持管理・運営の「施設等の損傷」について、不可抗力の場合のリスク負担者は、市と事業者のどちらになりますでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
89	実施方針	22	別紙1			No.53	No.53の「経年劣化によるもの」について、事業者が負担する「経年劣化によるもの」とは、要求水準書で定められる本施設の機能・性能を適切に保つ為に要する費用に限定されるとの理解で宜しいでしょうか。念の為、確認したく存じます。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
90	実施方針	22	別紙1			No.53、No.56	No53の「経年劣化による施設の損傷」については事業者負担とあり、No56の「施設瑕疵」について瑕疵担保期間終了後の負担は市の負担とありますが、いずれに該当するかについては協議という判断でよろしいでしょうか	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
91	実施方針	22	別紙1			No.54	<p>「リスク分担表No.54 施設等の損傷」に記載の「不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷」が事業者の主分担となっておりますが、市・事業者いずれの責任でもない事故や災害等は不可抗力に該当するかどうかと思慮します。</p> <p>また、本項で想定されている事象におけるリスク分担は、今後公表予定の契約書にて明確化されるとの理解でよろしいでしょうか</p>	<p>リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。</p>
92	実施方針	22	別紙1			No.54	<p>No.54の「不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷」について、原案の通りですと、第三者による施設等の損傷も事業者負担となる為、事業者のリスクが過大かと存じます。事業者の善管注意義務違反等、事業者の責に帰すべき事由に限定していただくようご再考願います。</p>	<p>リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。</p>
93	実施方針	22	別紙1			No.54	<p>No.54の「不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷」について、事故・破損等の帰責が第三者の場合、事業者の責は問われないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。</p>
94	実施方針	21	別紙1			No.58	<p>No.58「本施設の業務従事者等に新型コロナウイルス感染症等の感染者又は感染疑いの者が発生し、保健所等の指示・方針により給食提供を中止した場合の対応費用」ですが、常駐の市の職員や市の関係者が該当した場合も市の負担リスクに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。</p>
95	実施方針	22	別紙1			No.58	<p>新型コロナウイルス感染症対応について、事業者に△がありますが、事業者側に発生するリスクの内容についてご教示ください。</p>	<p>リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。</p>



番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
96	実施方針	22	別紙1			No.58	No.58の「本施設の業務従業者～（中略）」について、設計・建設段階における新型コロナウイルスに関するリスク分担もNo.58と同様との理解で宜しいでしょうか。（建設工事従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者又は感染疑いのものが発生し、保健所等の指示・方針により本施設の建設業務を中止した場合の対応費用も貴市が主分担、事業者が従分担との理解で宜しいでしょうか。）	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
97	実施方針	22	別紙1			No.58	「リスク分担表No.58」において、新型コロナウイルス感染症等の発生で「給食提供を中止した場合の対応費用」として事業者が従負担者となっておりますが、この場合の事業者負担はどのような費用を想定されているのでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
98	実施方針	22	別紙1			No.58	No.58の「本施設の業務従業者～（中略）」について、対応費用の貴市と事業者の負担割合等については発生した事象や対応費用をもとに協議を行うとの理解で宜しいでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
99	実施方針	22	別紙1			No.58	No.58の「本施設の従業者等～対応費用」について、貴市と事業者の負担割合が決まっていれば、ご教示ください。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
100	実施方針	22	別紙1			No.59	「No.59 児童生徒数、教職員数の変動」に対するリスク負担が事業者〇とされていますが、本件は事業者ではコントロールできない事項であると認識しております。負担区分を貴市に変更して頂く事をご検討願います。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
101	実施方針	22	別紙1			No.59	No.59の「児童生徒数、教職員数の変動」は、事業者にてコントロールできないものであることから、貴市の負担として頂けますでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
102	実施方針	22	別紙1			No.59	No.59の「需要変動」について、児童生徒数、教職員数の変動によるリスクが事業者となっていますが、変動による影響について具体的にどのようなリスクを想定されていますでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
103	実施方針	22	別紙1			No.59	「リスク分担表No.59 児童生徒数・教職員数の変動」について、事業者負担とされていますが、事業期間中に提案時に想定できない数の給食数が増減する場合、サービス対価の見直しができる旨、今後公表予定の契約書に明記いただけますでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
104	実施方針	22	別紙1			No.59	「リスク分担表No.59 児童生徒数・教職員数の変動」について、事業者負担とされていますが、小学校だけでなく中学校においても少人数学級制となり、食缶等の追加が必要となる場合の費用は、市でご負担いただけますでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
105	実施方針	22	別紙1			No.59	No.59の「児童生徒数、教職員数の変動」について、別紙7の「児童生徒数等の実績及び推計」で示された以上の食数の減少があった場合でも、すべて事業者のリスク分担との理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
106	実施方針	22	別紙1			No.59	No.59の「需要変動」のうち「児童生徒数、教職員数の変動」は事業者によりコントロールできるリスクではないものと思料します。事業者負担ではなく、貴市の負担とすることを再考いただけないでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
107	実施方針	22	別紙1			No.59	No.59の「児童生徒数、教職員数の変動」について、事業者が負担者となっておりますが、児童生徒数、教職員数の変動を事業者でコントロールできませんので、要求水準書で条件となる事業期間中の最大数をお示しくください。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
108	実施方針	22	別紙1			No.59	No.59の「児童生徒数、教職員数の変動」について、事業者が負担者となっておりますが、児童生徒数、教職員数の変動を事業者でコントロールできません。要求水準書で条件となる学校数、児童生徒数、学級数、教職員数の事業期間中の最大数をお示しください。そしてその最大数を超えた場合は市の負担としてくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
109	実施方針	22	別紙1			No.60	No.60の「食べ残し等による残渣の変動」が貴市の負担となっておりますが、サービス対価の支払いへの残渣変動の反映方法をお示しください。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
110	実施方針	22	別紙1			No.63	第三者等の帰責事由による異物混入・食中毒については事業者でコントロールできないため、市の負担としていただきますようお願いいたします。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
111	実施方針	22	別紙1			No.63	No.63の「上記以外の第三者等の帰責者事由によるもの」は貴市の負担として頂き、事業者の負担は外して頂けないでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
112	実施方針	22	別紙1			No.67	No.67の「交通混雑～通常想定できない要因によるもの」について、「通常想定できない要因によるもの」とは具体的にどのような事象が想定されますでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
113	実施方針	23	別紙1			No.68	No.68の通常想定出来ない要因のもの以外の交通渋滞、悪天候時の配送の遅延についてのリスクが事業者となっておりますが、悪天候が予測できても配送時間の大幅な変更は不可能ですので、この部分のリスク負担の再考をお願い致します。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
114	実施方針	23	別紙1			No.72	No.72「運搬費増大」について配送校の変更による運搬費の増大リスクの一部は事業者負担となっていますが、配送校の変更は、貴市の都合によるものであることから全ての市のリスク負担としていただけないでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
115	実施方針	23	別紙1			No.72	配送校の変更は、民間事業者がコントロールできない事項であるため、配送校の変更による運搬費の増大は市のリスク負担として整理いただけますでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
116	実施方針	23	別紙1			No.72	「リスク分担表No.72 運営費増大」に記載の「配送校の変更による運営費の増大」について、事業者の従分担となっておりますが、配送校の変更は市の判断に基づく「事業内容の変更」（リスク分担表No.13）に該当するかと思慮します。 従分担としている内容については、リスク分担表No.13に準ずるものとして契約書にて明確化されるとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
117	実施方針	23	別紙1			No.72	No.72の「配送校の変更による運搬費の増大」について、事業者がリスク分担する場合は、具体的にどのような事象が想定されますでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
118	実施方針	23	別紙1			No.72	No.72の「配送校の変更による運搬費の増大」についてで事業者が△となっていますが、配送校変更は事業者が関与することが出来ない内容なのでこの部分のリスクは市の負担に変更をお願い致します。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
119	実施方針	23	別紙1			No.73	「No.73 交通事情の悪化による運搬費の増大」に対するリスク負担が事業者○とされていますが、本件は場合によっては事業者コントロールにて回避できない事も十分に予測されます。負担区分を貴市に変更して頂くか、または貴市に△を追記して頂く事をご検討願います。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
120	実施方針	23	別紙1			No.73	No.73「運搬費増大」について交通事情の悪化による運搬費の増大リスクは事業者負担となっていますが、通常想定できない場合のリスクは市の負担としていただけないでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
121	実施方針	23	別紙1			No.73	「リスク分担表No.73 交通事情の悪化による運搬費の増大」について、事業者負担となっておりますが、交通事情の悪化は事業者ではコントロールできない事象であると考えます。具体的にどのような費用を想定されているのでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
122	実施方針	23	別紙1			No.73	No.73の「交通事情の悪化による運搬費の増大」について事業者負担となっていますが、交通事情は事業者がコントロールすることが出来ない内容なので、この部分のリスクは市の負担に変更をお願い致します。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。
123	実施方針		別紙1			その他	上限価格については、募集要項公表時に記載されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
124	要求水準書（案）	1	第1	2	(5)	インフラ関係	給水引込位置及びそのサイズは、いくつで計画されていますか？	要求水準書(案)別紙1「基本設計書」の「20. 8 給水設備」を御参照下さい。
125	要求水準書(案)	1	第1	2	(5)	インフラ関係	上水・下水の本管位置等が記載されている図面を別紙資料として公表いただくことは可能でしょうか。	公表できる資料はありません。
126	要求水準書(案)	2	第1	2	(6)	道路	「市道C605号線は市による廃道手続きを完了させる」 「廃道に伴う代替道路拡幅整備を市が行う」とありますが、 代替道路拡幅整備はC589号線が対象でしょうか？ 対象路線と拡幅内容をご教示頂けますでしょうか？	代替道路拡幅整備は、C576号線、C577号線、C589号線の事業用地隣接部分が対象です。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
127	要求水準書(案)	2	第1	2	(8)	敷地周辺の既存の電柱及び防犯灯の取扱い	1)~6)の各項目で「市と調整の上、本施設の設計・建設を行う事」とありますが、相談期間はいつからいつまでという制限はありますか。	現時点で、相談期間の制限を設けることは考えていません。
128	要求水準書(案)	5	第1	5		法令、要綱・基準類等	法令、要綱・基準類等に関して不明点は担当窓口にご相談に行っても宜しいでしょうか。	問題ありません。
129	要求水準書(案)	8	第2	1		総則	総則の1行目に調理能力10,000食との記載があり、別紙1では8,500食、別紙7の実績と推計では9,510食~7,133食の推移となっていますが、調理能力は最大何食分の共同調理場を整備するのでしょうか。	1番の回答を御参照下さい。
130	要求水準書(案)	8	第2	1		総則	調理能力10,000食とありますが、別紙1の「1.基本設計方針」では8,500食とあります。どちらが正でしょうか？	1番の回答を御参照下さい。
131	要求水準書(案)	8	第2	1		総則	「別紙1 基本設計書」に従い、調理能力10,000食」とございますが、「別紙1 3.2 敷地内に設ける各種設備の条件 3.2.1 除害設備」では「提供食数8,500食」で試算されています。基本設計の仕様から変更の必要性がありましたら、お示しください。	1番の回答を御参照下さい。
132	要求水準書(案)	8	第2	1		総則	調理能力10,000食とありますが、別紙1「基本設計書」(4頁目に提供食数8,500食の表記)や別紙7「児童生徒数等の実績及び推計」の供用開始2024年以降を確認すると調理能力は8,500食と推察されますが、差数の1500食は必要でしょうか。	1番の回答を御参照下さい。
133	要求水準書(案)	8	第2	1		総則	調理能力10,000食とありますが、供用開始時の実食数に合わせて機器を設置し、必要に応じて増設する提案も可と考えて宜しいでしょうか。	1番の回答を御参照下さい。
134	要求水準書(案)	8	第2	1		総則	調理能力10,000食は小学校と中学校を合わせて別紙9のような1献立とする考えで宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
135	要求水準書(案)	8	第2	1		総則	各所室の要求性能が提示されていませんが、原則として基本設計に提示されてる内容（諸室配置、面積、機器台数）が必要と考えれば宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
136	要求水準書(案)	8	第2	1		総則	調理設備機器の要求性能が提示されていませんが、原則として基本設計に提示されている内容（台数、能力等）が必要と考えれば宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
137	要求水準書(案)	8	第2	2		実施設計業務	提出する設計図書等の中に「設計図（日影図）」がありますが、一宮市の日影規制によると、建物高さ10m以下の場合は制限を受けない事になっています。建物高さが10m以下の場合も、日影図の提出は必要でしょうか。	規制とは関係なく提出してください。
138	要求水準書(案)	9	第2	2		実施設計業務	騒音・振動計算書とありますが、対象は屋外に設置する設備機器とし、食材の搬入や給食配送に伴う騒音及び振動は数値化が難しいので計算対象外との理解で宜しいでしょうか。	搬入や搬出に伴う車両の騒音や振動などご理解のとおりです。環境保全計画の届け出に準じた機器を対象とする扱いとしてください。
139	要求水準書(案)	9	第2	2	(1)	配置計画	本項におけるその他の施設とは、「別紙1 基本設計書 4 建物配置計画」において「計画建物 一宮市第1共同調理場」と記載された黄色着色以外の施設（埋設物、外構、植栽を含む）という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
140	要求水準書(案)	9	第2	2	(1)	配置計画	「調理場建物の建設位置の平行移動及びその他の施設の再配置の提案を妨げるものではない」と記載がありますが、車両出入口や動線、駐車場所についても変更可能でしょうか？	北側街区は、平面駐車場としてのみ利用してください。南側街区は可能です。
141	要求水準書(案)	9	第2	2	(1)	配置計画	「開発許可申請が不要な場合にあっても、」とありますが、整備予定の第1共同調理場は開発許可申請の適用除外となる公益上必要な建築物を目的とするものにあたるのでしょうか。開発許可申請が不要となる場合について、お示しいただくようお願いいたします。	本施設は、都市計画法第29条第1項第3号、同法施行令第21条第26号に該当する施設として、適用除外として取り扱います。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
142	要求水準書(案)	9	第2	2	(1)	配置計画	「開発許可申請が不要となる場合」と記載がありますが、申請者が一宮市となることにより適用除外となるという事でしょうか？確認申請（計画通知）及び開発許可申請の申請者は事業者ではなく一宮市という事で宜しいでしょうか？	141番の回答を御参照下さい。
143	要求水準書(案)	9	第2	2	(1)	配置計画	「開発許可申請をした場合における許可基準に適合するだけの緑地を確保」とありますが、緑地の確保であり、公園の設置は求められていないという認識でよろしいでしょうか。	公園の設置は不要です。
144	要求水準書(案)	9	第2	2	(1)等	配置計画 等	配置計画、施設計画、厨房設備計画、設備計画、仕上げ計画、外構整備計画において、基本計画からの変更について応募者の提案を妨げるものではない、との記載が見られますが、一方で、事業認定との関連で、基本設計から自由に変更提案を行うことは困難であると思料します。つきましては、提案の段階において、基本設計から変更提案する場合には、各変更提案の採否について、市・応募者間で個別に協議させていただく機会を設けていただきたく存じます。現在の提案プロセスにある書面質疑回答は、全応募者に対して公表されるため、個別具体の質疑として変更提案を提出することは、競争性を担保する上では避けていただきたい主旨です。	御意見をふまえ、対応方法を検討します。
145	要求水準書(案)	9	第2	2	(2)	施設計画	外壁形状は基本設計通りに材料を含めて一切変更は不可でしょうか。	要求水準書(案) P9「(2) 施設計画」に規定するとおり、外壁形状を基本設計から変更することはできません。ただし、2階については、維持管理業務及び運営業務の業務水準向上や法令遵守を目的とした最低限度（1階からはみ出さない範囲）の増床を認めます。また、外部仕上げについては、P11「(8) 仕上げ計画」に規定するとおり、「別紙1 基本設計書」における「8 外部仕上計画」に従って計画して頂きますが、維持管理業務及び運営業務の業務水準向上を目的として提案を行うことは妨げません。同様の目的のための高さの変更も妨げませんが、周辺環境に与える悪影響等に十分配慮ください。



番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
146	要求水準書(案)	9	第2	2	(2)	施設計画	「外壁形状を変更してはならない」と記載がありますが、高さについても変更不可でしょうか？ また、外装仕上げや色については変更可能でしょうか？	145番の回答をご参照ください。
147	要求水準書(案)	9	第2	2	(2)	施設計画	「外壁形状を変更してはならない。」とありますが、8,500食規模の基本設計の外壁形状を変えずに、10,000食規模の給食提供ができる施設の実施設設計が可能という認識で宜しいでしょうか。	1番の回答を御参照下さい。
148	要求水準書(案)	9	第2	2	(3)	厨房設備計画	実習台3台は講師用も含むと考えて良いでしょうか。	御理解のとおりです。
149	要求水準書(案)	10	第2	2	(5)	図表2-1 食器類	食器の種類で飯椀・汁椀・仕切皿の3種類とのことですが、パンの日などの献立で、給食センターに食器(飯椀)が残る場合がありますか。献立における食器の組み合わせをご提示ください。	下記のとおりです。 パンであっても食器を使用しますので、食器が残ることはありません。  ①=飯椀 ②=汁椀 ③=仕切り皿 A ①ご飯 ②みそ汁 ③白身魚の黒酢だれ、きんぴらごぼう B ①ご飯 ②チキンカレー ③メンチカツ、フルーツ和え(シロップ漬け) C ①縦割りロールパン ②揚げやきそば ③ピカタ、果物(フレッシュ) D ①中華めん ②豚骨ラーメンスープ ③揚げギョーザ、切干しだいこんのナムル
150	要求水準書(案)	10	第2	2	(5)	図表2-1 食器類	献立毎の食器の組み合わせをご教授いただけますでしょうか。	149番の回答を御参照下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
151	要求水準書(案)	10	第2	2	(5)	図表2-1 食器類	スプーン・はしかごの形状に指定はありますでしょうか。 また、スプーン・はしの洗浄方法は機器No.M10～M13を使用し、カウンター越しにコンテナプールに受け渡す動線で宜しかったでしょうか。	前段については、形状は提案に委ねます。 後段については、御理解のとおりです。
152	要求水準書(案)	10	第2	2	(5)	図表2-2 食缶類	汁物用食缶については、丸型・角型の形状は事業者の提案に委ねるとの認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
153	要求水準書(案)	10	第2	2	(5)	図表2-2 食缶類	汁物用食缶の形状に丸型もしくは角型の指定はありますでしょうか。	ありません。
154	要求水準書(案)	10	第2	2	(5)	図表2-2 食缶類	和え物用食缶に蓄冷剤は必要ありますでしょうか。	必要ありません。
155	要求水準書(案)	10	第2	2	(5)	図表2-2 食缶類	図表2-2食缶類の各食缶の「真空断熱二重食缶」とございますが、保温65℃以上、保冷10℃以下を2時間以上キープでき品質が低下しない機能を有するものであれば、真空断熱以外の断熱方法でもよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
156	要求水準書(案)	10	第2	2	(5)	図表2-2 食缶類	汁物用、焼き物・揚げ物用食缶、和え物用食缶の仕様に真空断熱二重食缶とありますが、真空断熱仕様の食缶は特定のメーカーに限定されず、同等の保温・保冷性能が確保できれば断熱材仕様の食缶でも問題ないでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
157	要求水準書(案)	10	第2	2	(5)	2) コンテナ	「食数、学校のコンテナ室(配膳室) 状況等ふまえ、寸法・数量等を適切に判断し、調達すること。」とありますが、各学校のコンテナ室(配膳室)の図面等をご提示ください、よろしくお願いたします。	提示できる図面はありません。 なお、現在利用しているコンテナ外形は、およそH1510×W1600×D860mmです。 現在、このコンテナを、宮西小3台・貴船小3台・葉栗小3台・浅井南小2台・浅井北小2台・北方小3台・今伊勢小4台・奥小4台・今伊勢西小3台・葉栗北小2台・浅井中小2台・北部中3台、葉栗中2台、浅井中3台、北方中2台、今伊勢中3台、奥中2台配送しています。
158	要求水準書(案)	10	第2	2	(5)	2) コンテナ	「学校のコンテナ室(配膳室)の状況をふまえ」とありますが、入札公告時に各学校の配膳室の資料を提示頂けると考えれば宜しいでしょうか。(トラックの入退場ルート、昇降機の有効寸法等)	157番の回答を御参照下さい。
159	要求水準書(案)	10	第2	2	(5)	2) コンテナ	「食数、学校のコンテナ室(配膳室)の状況をふまえ」とありますが、各学校のコンテナ室(配膳室)の図面等を公表していただけないでしょうか。	157番の回答を御参照下さい。
160	要求水準書(案)	10	第2	2	(5)	1) 食器食缶等	はし、スプーンの同時使用はあるでしょうか。	その予定はありません。
161	要求水準書(案)	10	第2	2	(5)	1) 食器食缶等	トレイの使用は無いと考えれば良いでしょうか、また配膳盆等の手配も不要でしょうか。	児童生徒用のトレイの使用はありませんが、試食会等で必要になると考えます。試食会の開催実績については、5月下旬に公表予定の確定版の要求水準書の別紙として示します。 配膳盆は必要ありません。
162	要求水準書(案)	10	第2	2	(5)	1) 食器食缶等	飯椀、汁椀、仕切り皿の3点は毎日必ず配送する想定でしょうか。(配送しない食器がある場合は組み合わせを提示下さい)	御理解のとおりです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
163	要求水準書(案)	10	第2	2	(5)	1) 食器食缶等	使用される食缶の組み合わせパターンをご教示下さい。	タレ用食缶・アレルギー対応食缶は該当日のみの使用になりますが、他のものは毎日使用します。
164	要求水準書(案)	10	第2	2	(5)	2) コンテナ	コンテナの寸法は別紙1 基本設計書の21頁に記載（L2 食器、食缶用コンテナ）の寸法が最大許容値と考えれば宜しいでしょうか。	最大許容値ではありません。 現状のコンテナについては、157番の回答を御参照下さい。
165	要求水準書(案)	11	第2	2	(6)	施設備品等計画	什器・備品（調理エリア）とございますのは、調理に使用します包丁、まな板、ざる等のいわゆる調理備品との理解でよろしいでしょうか？	主としてお示しのようなものが考えられますが、要求水準書（案）に規定のとおり、1 献立を提供するにあたり必要なものは全て該当します。
166	要求水準書(案)	11	第2	2	(6)	施設備品等計画	図表2-3 備品の中で、什器・備品は必要と思われる物を1式調達することとなっていますが、別紙基本設計書の図面にプロットされている什器・備品は数量・仕様・寸法等の詳細な情報がないため、あくまで参考として考えて、調達するものは事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。図面にプロットされている什器・備品の調達が必要な場合は、数量・仕様・寸法等の詳細な情報をご教示願います。	5月下旬に公表予定の確定版の要求水準書において示します。
167	要求水準書(案)	11	第2	2	(6)	施設備品等計画	事業者エリアを除く一般エリアに必要な備品リストを提示下さい。 （例：市職員事務室内の机や椅子や戸棚、玄関の下駄箱等）	5月下旬に公表予定の確定版の要求水準書において示します。
168	要求水準書(案)	11	第2	2	(6)	施設備品等計画	市職員事務室に必要な什器・備品については、仕様・数量を具体にお示し頂けますでしょうか。	5月下旬に公表予定の確定版の要求水準書において示します。
169	要求水準書(案)	11	第2	2	(6)	施設備品等計画	予定されている「市職員事務室」の執務人数（可能であれば男女別の人数）をご教示下さい。	現時点では、下記の人数を想定しています。 市事務員 男4 女3 市栄養士 男0 女2 県栄養教諭 男1 女2

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
170	要求水準書(案)	11	第2	2	(7)	配送車両計画	配送車両の台数やサイズ、仕様については、事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
171	要求水準書(案)	12	第2	2	(9)	外構整備計画	配送車両の車庫・駐車スペースについては、事業用地内に確保する必要がありますでしょうか。	事業用地外でも構いません。
172	要求水準書(案)	12	第2	2	(9)	外構整備計画	本事業での最低限確保すべき駐車・駐輪台数は何台かお示してください。	市として最低限必要なものは、現時点で、下記を想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員、市栄養士、県栄養教諭は、座席数×1台</li> <li>・来客障害者用2台</li> <li>・来客用8台</li> <li>・公用車2台</li> <li>・公用自転車（又は原付自転車）1台</li> <li>・見学用大型バス4台</li> </ul> <p>なお、事業者として必要なものは、提案に委ねます。</p>
173	要求水準書(案)	12	第2	2	(9)	外構整備計画	令和3年度中に市が設置するトラロープや柵、とありますが、どの程度の残置物を想定すべきかが不明のため、積算ができません。目安をお教えてください。	概ね設置しましたので現地を御確認下さい。
174	要求水準書(案)	12	第2	2	(9)	外構整備計画	事業用地内の残置物等（令和3年度中に市が設置するトラロープや柵を含む）は撤去すること。とありますが、建物を含む全てのものを撤去するという理解でよろしいでしょうか。 また、「事業用地内の残置物等」とは、「実施方針 p16 3 土地に関する事項」本文に記載の内容を指しているのでしょうか。	事業用地内に現在ある居宅1軒は、基礎部分を含め、本契約時までに、市により撤去いたします。 本契約時には、実施方針P16の土地に関する事項に規定するとおり、廃道部分の道路構造物、土留め板他が存在します。
175	要求水準書(案)	12	第2	2	(9)	外構整備計画	事業用地内の残置物で地中障害等の予見不可能なものはリスク分担表に従い貴市負担と考えて宜しいでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書（案）で示します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
176	要求水準書(案)	12	第2	2	(9)	外構整備計画	事業敷地内の残置物等の撤去について、PCB 混入機器やアスベスト含有物などが存在する場合には、協議のうえ、追加処分費用を請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書(案)で示します。
177	要求水準書(案)	12	第2	3		建設業務	建設業務のなかに、調理設備設置業務や、備品調達設置業務などがありますが、本事業のなかで実施する業務について、明確に規定いただけますでしょうか。	5月下旬に公表予定の確定版の要求水準書において示します。
178	要求水準書(案)	12	第2	3	(1) 2)		「事前に近隣住民への説明を十分に行い、工事中は、近隣その他からの苦情が発生しないよう細心の注意を払うとともに、万一発生した苦情等は、事業者を窓口として、工事工程に支障をきたさないように処理を行う。」とありますが、近隣住民や近隣へ十分に説明を行う為、市側で行った説明会等の資料や説明会実施時期の公表をお願いします。	5月下旬に公表予定の確定版の要求水準書の別紙として示します。
179	要求水準書(案)	12	第2	3	(1)	事前調査及び近隣対応	工事前の近隣住民説明会の前に、貴市が主催の共同調理場の住民説明会がありますでしょうか。	現時点で、市が単独で開催することは考えておりません。事業者が近隣住民への説明会を行う場合には、市は当該説明会開催に協力いたします。
180	要求水準書(案)	12	第2	3	(1)	事前調査及び近隣対応	共同調理場の設置に対する近隣住民への説明履歴や、近隣住民からの意見等があれば、開示をお願いいたします。	平成31年3月、令和2年3月に開催の地元町内会総会の場で説明しています。 併せて、土地収用法第15条の14に基づく事業説明会を令和2年5月に中日新聞への新聞公告を掲載したうえで開催しています。 説明会では主に、周辺への日照、臭気、交通量、北側河川越水被害の増加に対することが心配事として挙がっており、可能な限りの対策をとることで説明会参加者の理解を得ております。
181	要求水準書(案)	12	第2	3	(1)	事前調査及び近隣対応	過去の地元町内会説明会や事業説明会において、事業実現に関係する意見等があればお示しいただくようお願いいたします。	180番の回答を御参照下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
182	要求水準書(案)	12	第2	3	(3)	4)	対象地における希少生物等および埋蔵文化財について事前に判明している事項があれば、開示をお願いいたします。	令和2年3月に取りまとめた調査において、特別天然記念物、天然記念物、国内希少野生動植物種、レッドリストあいちに規定する絶滅危惧の対象の営巣等は、確認できていません。  また、事業用地に埋蔵文化財の存在は確認できていません。浅井地区では古墳が多数見つまっていることから、事業者による造成工事中に、市担当部局職員が埋蔵状況を確認させていただく（造成工事に立ち会う）ことを予定しています。
183	要求水準書(案)	12	第2	3	(3)	4)	「希少な野生動植物生息及び植生や埋蔵文化財が確認された場合には…」とありますが、事業者として、環境調査や試掘など、当該調査を事前に行う必要があるということでしょうか。	調査は不要です。
184	要求水準書(案)	12	第2	3	(3)	4)	希少な野生動植物生息及び植生や埋蔵文化財が確認された場合は、リスク分担表に従い貴市負担と考えて宜しいでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書(案)で示します。
185	要求水準書(案)	12	第2	3	(3)	4)	希少な野生動植物生息及び植生や埋蔵文化財が確認された場合における工期遅延や事業費増大については、貴市のリスク負担という理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書(案)で示します。
186	要求水準書(案)	12	第2	3	(3)	4)	「4）希少な野生動植物生息及び植生や埋蔵文化財が確認された場合には、工事を一旦中断し、関係機関と調整のうえ適正な措置を講じること。」とありますが、その場合、工期延長は認められますでしょうか。また、措置に必要な費用負担は、市と事業者のどちらになりますでしょうか。	リスク分担表よりも詳細な市と事業者との費用・責任負担について、事業契約書(案)で示します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
187	要求水準書(案)	13	第2	3	(3)	5)	水道管の引込みに関して水道引込負担金が発生する場合、将来この土地に新しい建物を建設する場合には不要となる場合もあり、使用時における所有者が負担すべき費用と思われますが、貴市のご負担と理解して宜しいでしょうか。	事業者負担です。 その後の建物の引渡し日までに、名義を「一宮市」に移転して下さい。
188	要求水準書(案)	13	第2	3	(3)	5)	水道管の設置も事業範囲に含まれていますが、水道負担金が発生する場合、貴市のご負担との理解で宜しいでしょうか。	事業者負担です。
189	要求水準書(案)	13	第2	3	(5)	1)	建物の表示登記、保存登記の費用は事業者負担との記載がありますが、登記をするのは、今回建設する建物の表示登記、保存登記のみでよろしいでしょうか。	不動産登記法上で表示登記義務のある建物等のみ、保存登記までお願いします。
190	要求水準書(案)	13	第2	3	(5)	1)	「表示登記嘱託、保存登記嘱託代行(嘱託者は市)を含む」とありますが、保存登記のみ代行としている趣旨をお教えください。	どちらの登記も、市名義での嘱託手続きを、事業者の負担で代行願います。なお、事業者が登記嘱託の副代理人を選任することを認めます。
191	要求水準書(案)	13	第2	3	(5)	2)	「本事業とは別途に市が発注する工事等」とありますが、具体的にどのような工事を想定されていますでしょうか。	要求水準書(案)P2～3に規定の代替道路拡幅整備などが該当します。
192	要求水準書(案)	13	第2	3	(7)	1)	「工事工程は、無理のない堅実な計画とし」とありますが、週休二日等の条件の指定は無いとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
193	要求水準書(案)	13	第2	3	(7)	1)	「工事工程は、無理のない堅実な計画」とありますが、長時間労働を前提とした、過度な工期短縮が審査の加点要素とならないよう、ご配慮をお願いいたします。4週8休への取組みなど「建設業の働き方改革」へのご理解をお願いいたします。	1つの御意見として承ります。



番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
194	要求水準書(案)	14	第2	4		工事監理業務	「四会連合協定 建築設計・監理業務委託書」に示される業務とありますが、監理業務は「常駐監理」ではなく「一般監理」との理解で宜しいでしょうか。	常駐監理とします。
195	要求水準書(案)	16	第3	3	(4)	調理リハーサル	「調理リハーサルの献立は現状の献立の中から選出」とありますが、新共同調理場で想定される献立から選出することも可能でしょうか。	可能です。
196	要求水準書(案)	16	第3	3	(7)	施設紹介パンフレット等の作成	パンフレット作成費用は事業者が負担するという理解でよろしいでしょうか。上記となる場合、費用算出のため想定部数等をご教示ください。また、想定を上回る部数が必要となった場合は貴市の負担としていただけるようお願いいたします。	事業者負担です。 部数について、現時点で確約できませんが、下記のようなケースで必要になると考えます。 なお、本事業ではこうした細かな費用の一つひとつを実費精算する訳ではありませんので、想定と異なる部数が必要になったとしても、一定程度は事業費の中で対応頂きたいと思えます。 (そうした考えから、想定より部数が少なかった場合に市に対価の一部を返金することを求めているということ、御理解下さい。)  《想定される主な使用ケース》 ・供用開始年度の竣工式や他市町村からの視察時 ・市内小学校の見学
197	要求水準書(案)	16	第3	3	(7)	施設紹介パンフレット等の作成	部数について詳細は市との協議によるものとされておりますが、提案価格の見積にあたって、概ねの部数の想定をお示しいただけませんでしょうか。応募者によって見積部数が大きく異なる場合に、公平な審査が難しいのではないかと考えます。	196番の回答を御参照下さい。
198	要求水準書(案)	16	第3	3	(7)	施設紹介パンフレット等の作成	紹介用パンフレットの作成補充で大人用、子供用の2種類を作成することの解釈でよろしいでしょうか。また、大凡何部ほど作成、補充することを想定されておりますでしょうか。	要求水準書(案)P16に規定のとおり、大人用と子供用の2種類を作成及び補充して下さい。 部数については、196番の回答を御参照下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
199	要求水準書(案)	16	第3	3	(8)	本事業の紹介及び給食情報掲載ホームページの作成及び運営	ホームページは市のホームページとは独立して作成する必要があるということでしょうか。または、市のホームページに掲載する内容を作成するというのでしょうか。	独立して作成して頂きます。
200	要求水準書(案)	17	第3	3	(10)	竣工式支援	竣工式の支援・協力とありますが、その費用負担は事業者負担でしょうか。事業者負担の場合は、竣工式費用の算出のため出席予定人数等の竣工式の内容をご教授ください。	竣工式にかかる費用は全て事業者負担です。報道発表がメインであり、華美な装飾は求めません。人数について、現時点で確約できませんが、会議室の収容人数を超えるような規模は現実的ではないと考えています。
201	要求水準書(案)	17	第3	3	(10)	竣工式支援	竣工式は貴市の主催となることから、調理日に必要となる食材の調達、残菜等の廃棄、チラシの作成、会場設営等に係る費用は貴市の負担であり、事業者はこれらに係る人的対応のみ行うという理解でよろしいでしょうか。	200番の回答を御参照下さい。
202	要求水準書(案)	17	第3	3	(10)	竣工式支援	「市が行う竣工式の支援・協力（関係者分調理、竣工式用チラシ作成、参加者への説明、会場運営等）を行う。」とありますが、竣工式に係る費用については、市側の負担との理解でよろしいでしょうか。	200番の回答を御参照下さい。
203	要求水準書(案)	17	第3	3	(10)	竣工式支援	貴市が行う竣工式に係る費用は、貴市負担との理解で宜しいでしょうか。	200番の回答を御参照下さい。
204	要求水準書(案)	17	第3	3	(10)	竣工式支援	市が行う竣工式の出席者人数をおおよその人数で結構ですでお示し下さい。	200番の回答を御参照下さい。
205	要求水準書(案)	18	第4	1	(1) 減 ③	1) 予防保全及びLCCの縮減	修繕、更新等の履歴及び法定点検の結果を情報管理とありますが、その情報管理の方法は何か専用ソフトを使用するのかまたは、エクセル等のデータ入力程度のもので、履歴管理ができればよいのか、望まれる基準をお示しください。	電子データ（Excel等改変可能な形式とPDF）及び印刷物1部を想定していますが、より良い管理方法があれば御提案下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
206	要求水準書(案)	18	第4	1	(1)	1) 予防保全及びLCCの縮減 ④	事業期間終了後に、すべての履歴情報を整理して市に移管するとありますが、その移管方法についてお示し下さい。(書類または何らかのデータ(PDF等))	電子データ(Excel等改変可能な形式とPDF)及び印刷物1部を想定していますが、より良い移管方法があれば御提案下さい。
207	要求水準書(案)	20	第4	1	(5)	実施体制	「維持管理責任者を配置する。」とありますが、常駐の必要はないとの解釈でよろしいでしょうか。	必要ありません。
208	要求水準書(案)	20	第4	1	(5)	実施体制	維持管理責任者は本施設に常駐する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	必要ありません。
209	要求水準書(案)	20	第4	1	(6)	修繕	修繕対象は本施設に限られ、例えば配送先の学校のコンテナ室(配膳室)やコンテナ室に至るまでにコンテナが通る経路は含まれないことを確認させてください。	御理解のとおりです。
210	要求水準書(案)	21	第4	1	(9)	事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方	「事業期間中に発生する修繕業務は、市の帰責事由、不可抗力を除き、すべて事業者の事業範囲」とありますが、第三者に起因する破損等の修繕は、上記の不可抗力と考えてよろしいですか。	事業契約書(案)等において示します。
211	要求水準書(案)	22	第4	2	(3)	1)	建物保守管理記録は、すべて電子データ化して事業期間終了まで保管するとありますが、電子データのファイルの種類をお示しください。(PDF等)	ファイル形式など詳細については選定された事業者と協議し決定します。
212	要求水準書(案)	25	第4	4	(5)	その他	「給食提供日以外の日、本施設周辺で開催される行事等で、市または市が認めた者が従業員用駐車場部分を利用する場合がある。」とありますが、第三者に起因する施設の損傷が生じた場合、その修繕費用については市側が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)等において示します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
213	要求水準書(案)	26	第4	6	(2)	修繕・更新(補充)業務	食器食缶等について、事業期間中に2回、全て更新することとなっておりますが、コンテナについて事業期間中に全量を2回更新するのは、過度な対応であると思料します。コンテナについては、事業期間終了時に1回の更新としていただき、事業期間中は都度、修繕・更新することとしていただけますでしょうか。	コンテナは1回更新とします。
214	要求水準書(案)	26	第4	6	(2)	修繕・更新(補充)業務	食器食缶等の更新で「事業期間に2回」とありますが、P9(5)「食器食缶等計画」では2)「コンテナ」も食器食缶等に含まれております。この事業期間2回は、1)「食器食缶等」に該当するもので「コンテナ」は事業期間に2回更新には含まれないとの解釈でよろしいでしょうか。	コンテナは1回更新とします。
215	要求水準書(案)	26	第4	6	(2)	修繕・更新(補充)業務	事業者は、事業期間中に2回、全ての食器食缶等を更新すること。とございますが、食缶は内外ステンレス製二重食缶仕様のため、耐久性に優れております。事業終了後3年間更新を必要とせず使用できる状態でございましたら事業期間内の更新はLCCの観点から2回ではなく1回に変更してもらうことは可能でしょうか。	原案どおりとします。
216	要求水準書(案)	26	第4	6	(2)	修繕・更新業務	「事業期間終了時に、その後3年間は更新を必要とせず使用できる状態とする」とありますが、この条件を満たせるのであれば、食器食缶の更新回数及び更新時期は事業者の提案に委ねるとしていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
217	要求水準書(案)	26	第4	6	(2)	修繕・更新(補充)業務	「事業者は、事業期間中に2回、全ての食器食缶等を更新すること。」とありますが、更新時期は事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
218	要求水準書(案)	26	第4	7	(2)	修繕・更新(補充)業務	<p>施設備品等計画にて自らが調達した施設備品等を管理するとありますが、市職員事務室に設置するものは、保守点検、消耗品補充も含めて本業務の対象外という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書P11に規定のとおり、市職員事務室に設置するものも事業者にて調達頂きますので、それらについて管理頂きます。</p>
219	要求水準書(案)	27	第4	7	(2)	修繕・更新(補充)業務	<p>一宮市物品等会計規則に準じた管理について、具体的な管理手法等をご教示頂けないでしょうか。</p>	<p>施設備品等の所有権は市にあり、本事業終了後は事業者以外の者が引き継いで使用する可能性があることから、市の方針にあわせて適切に管理して頂きたいという趣旨で、当該規則に準じた管理と規定しています。例えば、備品にラベルを貼って整理頂くことなどが1例として考えられます。</p>
220	要求水準書(案)	27	第4	7	(5)	調理用器具	<p>調理器具とは、11項に記載の什器・備品（調理エリア）と同じく、調理に使用します包丁、まな板、ざる等のいわゆる調理備品との理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
221	要求水準書(案)	28	第4	8	(3) 6)		<p>天井、壁は、じんあいが増積しないことを条件として年2回程度の清掃に変更して頂けないでしょうか。また窓ガラス清掃については、汚損の経過状況を鑑みて箇所ごとに頻度を調整して頂けないでしょうか（案：玄関（週1回）、一般エリア側の見学窓（月1回）、その他箇所（年2回））。</p>	<p>例示頂いた箇所ごとの頻度で良いものとしませんが、汚れが目立つ場合や市が指示した場合には速やかに対応頂きます。</p>
222	要求水準書(案)	29	第4	8	(4) 1)	給食エリア	<p>「⑤窓ガラスは月1回以上」とありますが、仮に通常清掃出来る高さではない高天井に採光・排煙用の窓を設けた場合、該当個所の清掃頻度は事業者の計画によるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
223	要求水準書(案)	29	第4	8	(6) 1)	冷蔵庫、冷凍庫	<p>③給電コード及び給電チューブは、年3回以上の清掃を定期的実施すればよいとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>原案どおりとします。</p>

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答																					
		頁	章	節	項																								
224	要求水準書(案)	31	第4	9	(1)	5)	「5)夜間、休日等は機械警備を標準とし」と記載がありますが、昼間の警備については人的警備を基本とするとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。																					
225	要求水準書(案)	32	第5	1	(2)	給食数等	年間での給食実施日数は何日を想定していますでしょうか。	過去の計画回数と同数程度を想定しています。 過去の計画回数は下記のとおりです。ただし、計画後に発生した台風、新型コロナ等での学校休校を反映していません。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>小学校回数</th> <th>中学校回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>192</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>193</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>188</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>192</td> <td>194</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>193</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>193</td> <td>193</td> </tr> </tbody> </table>	年度	小学校回数	中学校回数	R3	192	192	R2	193	193	R1	188	190	H30	192	194	H29	193	193	H28	193	193
年度	小学校回数	中学校回数																											
R3	192	192																											
R2	193	193																											
R1	188	190																											
H30	192	194																											
H29	193	193																											
H28	193	193																											
226	要求水準書(案)	33	第5	1	(3)	全校が給食提供が不要な場合の対応	緊急休校があった場合において長期休暇中に給食の提供が必要となる場合があるとのことですが、この場合の緊急休校とは新型コロナウイルス感染症防止のための休校を想定されていますでしょうか。また、その他想定されていることがあればご教示願います。	コロナのほか、台風なども緊急休校の要因として考えられます。																					
227	要求水準書(案)	34	第5	1	(6)	業務実施体制	表中で「事業者の常勤の正社員」とあるのは、注にあるとおり、全て事業者又は受託企業が直接雇用する正社員という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。																					
228	要求水準書(案)	34	第5	1	(6)	業務実施体制	各責任者として配置する管理栄養士の役割はどのようなものを想定されているのでしょうか。	中心温度管理や衛生指導を想定しています。																					
229	要求水準書(案)	33	第5	1	(6)	業務実施体制	学校で嘔吐が発生した場合、該当クラスの食器食缶をビニール袋等で包装するのは市の業務という理解でよろしいでしょうか。	学校が対応します。																					

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
230	要求水準書(案)	34	第5	1	(6)	総括責任者、副総括責任者	総括責任者と副総括責任者について「調理師の資格を有し」とありますが、栄養士でもよろしいですか。	総括責任者は栄養士でも良いこととします。 副総括責任者については原案どおりとします。
231	要求水準書(案)	34	第5	1	(6)	総括責任者、副総括責任者	総括責任者と副総括責任者の兼任は可能でしょうか。	不可です。
232	要求水準書(案)	34	第5	1	(6)	総括責任者	「総括責任者として従事した経験を3年以上」とありますが、ここでいう「総括責任者」とは、学校給食共同調理場（給食センター含む）における業務責任者（若しくは調理責任者）の役割に従事した者との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に規定するとおり、学校給食共同調理場の業務に総括責任者として従事した経験を3年以上有する者とします。
233	要求水準書(案)	34	第5	1	(6)	管理栄養士	他同規模以上の調理場案件での実績を踏まえても、過剰な要件であると認識できます。この要件につきまして、削除若しくは条件緩和（管理栄養士又は栄養士等）して事業者提案として頂くか、若しくは副総括責任者又は食品衛生責任者との兼務をお認め頂く等のご検討をお願い致します。	「管理栄養士」を削除し、「食品衛生責任者」は学校給食共同調理場の業務経験を2年以上有することと、副総括責任者、検収責任者と兼務できないこと規定を追加します。 5月下旬に公表予定の確定版の要求水準書に反映します。
234	要求水準書(案)	34	第5	1	(6)	食品衛生責任者	他同規模以上の調理場案件での実績を踏まえても、過剰な要件であると認識できます。食品衛生責任者の資格要件につき、栄養士又は調理師もお認め頂きたく、変更をご検討願います。	233番の回答を御参照下さい。
235	要求水準書(案)	34	第5	1	(6)	食品衛生責任者	食品衛生責任者の届出をする際の資格要件として、調理師または栄養士も含まれますので、本案件においても同様に、食品衛生責任者は調理師または栄養士の有資格者もお認めいただきますようお願いいたします。	233番の回答を御参照下さい。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
236	要求水準書(案)	34	第5	1	(6)	二級ボイラー技士	別紙1 20-2で記載される設備概要に対しては「ボイラー取扱技能講習終了者」の配置でよく、「二級ボイラー技士」は配置資格要件としては過剰であると認識しております。当該配置人員の資格要件につき、変更をご検討願います。	使おうとするボイラー機器の規模に関わらず、使おうとするボイラー機器に必要な有資格者であって、かつ、二級ボイラー技士以上の有資格者を求めます。
237	要求水準書(案)	34	第5	1	(6)	二級ボイラー技士	二級ボイラー技士の資格保有者を配置と記載がありますが、別紙1基本設計書の蒸気ボイラーの機器能力より鑑みて、配置人材の必要資格をボイラー取扱技能講習終了者に変更して頂けないでしょうか。	236番の回答を御参照下さい。
238	要求水準書(案)	34	第5	1	(6)	二級ボイラー技士、 第一種圧力容器取扱作業主任者	二級ボイラー技士および第一種圧力容器取扱作業主任者については必要な場合のみ配置するという理解でよろしいでしょうか。	236番の回答を御参照下さい。
239	要求水準書(案)	34	第5	1	(6)	二級ボイラー技士、 第一種圧力容器取扱作業主任者	各責任者を常勤で配置するとありますが、取扱いに該当する機器がなければ、二級ボイラー技士及び第一種圧力容器取扱作業主任者については、配置しなくてもよいでしょうか。	236番の回答を御参照下さい。
240	要求水準書(案)	34	第5	1	(6)	二級ボイラー技士	二級ボイラー技士の配置が条件とされておられますが、蒸気ボイラーの機種選定において、有資格者の配置が不要となる場合、二級ボイラー技士の配置は不要と考えても宜しいでしょうか。	236番の回答を御参照下さい。
241	要求水準書(案)	34	第5	1	(6)	第一種圧力容器取扱作業主任者	第一種圧力容器取扱作業主任者の1名配置とは、常駐ではなく選任すれば良いとの解釈でよろしいでしょうか。	常駐とします。
242	要求水準書(案)	35	第5	1	(6)	調理業務従事者 ⑥	「市の指定する場所」とありますが、別紙1基本設計書の2階「食堂、休憩室」と考えれば宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。



番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
243	要求水準書(案)	35	第5	1	(7)	提出書類	損害賠償保険について、必要な項目と内容（保険金額等）については、公募公告時に何らかの形でお示し頂く事をご検討願います。	市が最低限必要と考える保険の種別については、事業契約書（案）で示します。
244	要求水準書(案)	37	第5	1	(9)	給食のおいしさの維持・向上のための調査・分析	当該調査・分析について、ハード・ソフト両面での提案を行うこととなっておりますが、提案の内容によっては大きくコスト増になることも想定されるため、どのような内容や頻度で行うか、貴市の想定（期待する内容）をお教えください。	提案に委ねます。
245	要求水準書(案)	38	第5	2	(4)	2) 食材検取補助業務 ①	検取は原則7時30分からと記載がありますが、当日納品のもの・前日納品のもの、それぞれの納品時間をご教示願います。	生鮮食品は7時半から8時、その他の食品は9時半から10時半を想定しています。
246	要求水準書(案)	38	第5	2	(4)	2) 食材検取補助業務 ①	前日午後の食材検取も想定されますでしょうか。また食材区分ごとの、当日・前日及び午前・午後との区分け想定につき、可能な限り公募公告時にお示し頂く事をご検討願います。	別紙10に情報を付記し、5月下旬に公表予定の確定版の要求水準書の別紙として示します。
247	要求水準書(案)	38	第5	2	(4)	2) 食材検取補助業務 ⑥	⑥「放射能測定対象食材を確保」とありますが、専用の諸室や機器が必要であれば目録を提示下さい。	必要ありません。
248	要求水準書(案)	38	第5	2	(4)	2) 食材検取補助業務 ⑦	⑦「直接、学校に納品される」とありますが、揚げパン等の調理はないと考えて宜しいでしょうか。	揚げパンは年に1回程度の実施を想定しています。 別紙10に情報を付記し、5月下旬に公表予定の確定版の要求水準書の別紙として示します。
249	要求水準書(案)	38	第5	2	(4)	2) 食材検取補助業務 ⑦	「主食及び牛乳、デザート等の一部添加物については、納入業者から直接学校にのうひんされる」と記載ございますので、別紙10 食材調達・検取・調理の工程の最下部に記載のデザート(冷凍・冷蔵)については、納入業者から直送したあとの配送校での検取・保管・仕分工程が記載されているとの認識で宜しいでしょうか。	別紙10に記載してある冷凍果物、デザート（冷凍・冷蔵）につきましては、フルーツ和えなどで使用する冷凍ゼリーや冷凍果物です。直接学校に納品されるものとは異なります。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
250	要求水準書(案)	38	第5	2	(4)	3) 調理エプロン、履物等の管理	「使用後は作業区分ごとに洗浄及び消毒を行い」とありますが、汚染と非汚染で区分して洗浄し、乾燥室は1室のため一回で乾燥するという理解でよろしいですか。	洗浄は、①市職員、②アレルギー、③汚染（肉・魚・卵）、④汚染（野菜）、⑤非汚染の5区分とします。 乾燥方法については、提案に委ねます。
251	要求水準書(案)	39	第5	2	(4)	7) アレルギー対応食の提供 ①	①「最大1日100食程度」とは個人対応はせず、全てアレルゲンを取り除いた献立を提供するということでしょうか。（例：乳除去50食、卵除去50食のような個人対応は行わない）	現時点では卵と乳が重ならないような献立を考えていますが、個別除去を前提として下さい。
252	要求水準書(案)	39	第5	2	(4)	7) アレルギー対応食の提供 ②	②「アレルギー対応食の献立」とありますが、別紙9の4頁目のような普通食とは別に専用の献立を設ける予定でしょうか。	こちらの「アレルギー対応食」は現在も一宮市で取り組んでいるもので、「乳・卵・小麦・えび・かに・そば・落花生」を含まない（調味料を除く）献立を週に1回程度提供するものです。 アレルギー専用メニューの提供は考えていません。
253	要求水準書(案)	39	第5	2	(4)	7) アレルギー対応食の提供 ③	アレルギー対応食について、1つの料理に複数のアレルギー原因食物の使用がある場合、すべてのアレルギー原因食物を除去した料理を1種類調理するという理解でよろしいですか。	重ならないような献立にすることを考えていますが、個別除去を前提として下さい。
254	要求水準書(案)	39	第5	2	(4)	7) アレルギー対応食の提供 ⑤	7) アレルギー対応食の提供で⑤「アレルギー対応食用食缶(個食用)」と記載がありますが、食缶は汁物、焼き物・揚げ物、和え物とタレ用など種類がございます。このアレルギー対応食用食缶は1人当たり何種類用意すればよろしいでしょうか。また、食器は専用とせず、通常の給食と同じ食器を使用するとの解釈でよろしいでしょうか。	1人当たり1種類を想定しています。献立立案の際、アレルゲンの重複がないように工夫し、1回の献立の中で1品のみを除去対象とする予定です。
255	要求水準書(案)	39	第5	2	(4)	7) アレルギー対応食の提供 ⑤	⑤「各学校等の指定場所へ配送」とありますが、配膳室の用務員への引き渡しと考えて宜しいでしょうか。	詳細については、選定された事業者との協議により決定しますが、必要なものを配送したことを確認するチェック表を学校にお渡し頂くことは必要と考えています。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
256	要求水準書(案)	39	第5	2	(4)	7) アレルギー対応食の提供 ⑥	アレルギー対応食について、乳、卵の除去食から始め、対応アレルゲンは5種類(乳、卵、小麦、えび、かに)に順々増やしていくとありますが業務開始より状況に応じ事前に協議を行う上で実施するとの認識で宜しいですか	御理解のとおりです。
257	要求水準書(案)	39	第5	2	(4)	7) アレルギー対応食の提供 ⑥	アレルギー対応人数(アレルゲン5種類)対応時のMaxの対応人数は、何名程の人数を想定しておられますか。その場合、スペースも基本設計の変更は、なしとの認識で宜しいですか。	前段について、100食程度を想定しています。 後段について、市としてはスペース変更不要と考えていますが、適宜、協議します。
258	要求水準書(案)	39	第5	2	(4)	7) アレルギー対応食の提供	汁物、焼き物・揚げ物、和え物、タレの4品のうち、1日最大何点をアレルギー対応食として提供される予定でしょうか。	1点です。
259	要求水準書(案)	40	第5	2	(4)	検食	学校での検食は、各学校の給食開始30分前に終了しているという理解でよろしいですか。	学校での検食は、児童生徒の摂取開始時間の30分前までに行います。
260	要求水準書(案)	40	第5	2	(5)	配缶	「配缶は概ね午前10時30分以降とし、調理後2時間以内に児童生徒が給食できるようにすること。」とありますが、調理後2時間以内の喫食ができるのであれば、午前10時30分よりも前に配缶してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	配缶開始時間については、概ね10時30分です。ただし、年度初めの4月1か月間や市内全校行事等に伴い学校の給食時間に変更が生じる場合は、具体的な配缶開始時間をこちらから提示します。配缶開始時間の変更指示があった場合は、対応をお願いします。
261	要求水準書(案)	41	第5	3	(1)	2) 従業員等の健康管理	「③検便については、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O157についての検査を月2回、加えて10月～3月の期間については、ノロウイルスの検査を月1回行い」とありますが、実施すべき対象者を具体的に記載いただけますでしょうか。	本施設で業務を行うもの及び給食エリアに入室する予定のある者とします。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
262	要求水準書(案)	42	第5	4	(1)	配送・回収計画作成	各学校の給食開始・終了時間は、「別紙8 配送・回収計画一覧」参照、とありますが記載されていないのでご教示願えますか。	5月下旬に公表予定の確定版の要求水準書の別紙として示します。
263	要求水準書(案)	42	第5	4	(1)	配送・回収計画作成	各学校の給食開始・終了時間は、「別紙8 配送・回収計画一覧」参照。とありますが、記載がないためご教示願います。	5月下旬に公表予定の確定版の要求水準書の別紙として示します。
264	要求水準書(案)	42	第5	4	(1)	配送・回収計画作成	配送車は、配送終了から回収開始までの間、学校待機とすることは可能でしょうか。	不可です。
265	要求水準書(案)	42	第5	4	(2)	配送	コンテナを食器用、食缶用と2種類に分けて時間差をつけて学校へ配送する提案も可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	要求水準書(案)	42	第5	4	(2)	3)	各校のコンテナ搬入口（プラットホーム）の高さ、スペースをご教示願えますか。	提供できる資料はありません。
267	要求水準書(案)	42	第5	4	(2)	3)	コンテナ室（配膳室）にコンテナを収納するにあたり、各校のコンテナ室の位置、コンテナ室までのコンテナ運搬経路などご教示願えますか。	提供できる資料はありません。
268	要求水準書(案)	42	第5	4	(2)	3)	コンテナ室に収納するまでにエレベーターを使用しますか。使用をする場合、エレベーターの仕様（サイズ、間口、対応重量）などご教示願えますか。	5月下旬に公表予定の確定版の要求水準書の別紙として示します。
269	要求水準書(案)	43	第5	4	(3)	回収	「給食に伴うごみ等」とありますが、牛乳パック、個包装の包み等も全てセンターへ回収する予定でしょうか。	現在は、ビン牛乳を提供しています。現在は、牛乳キャップ部分のフィルムを回収しています。それ以外に調理場でクラス分けをして調理場から配送する、ジャム、ふりかけなどの個別提供する包装ごみが調理場回収になります。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
270	要求水準書(案)	43	第5	4	(3)	回収	牛乳を本施設に戻した後はどのような処理方法を想定されていますでしょうか。また、牛乳の容器は瓶で、容器及び未開封のものは牛乳業者が各学校で回収されるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、場内の除害施設での処理を想定しています。後段については、269番の回答を御参照下さい。
271	要求水準書(案)	43	第5	4	(3)	回収	「食缶内に食べ残し(牛乳等を含む)あり」とありますが、ご飯、パン、麺も食缶の中に入れてセンターへ回収する予定でしょうか。	主食は別で回収する予定です。
272	要求水準書(案)	44	第5	5	(2)	残滓の処理等	廃棄物の処分費用については、「市が行う廃油、段ボール及び金属缶等の回収」に関しては貴市負担で、その他については事業者負担との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
273	要求水準書(案)	44	第5	6	(1)	見学者対応支援業務	見学者及び研修室諸室の対象範囲、一日当りの最大人数、及び頻度について、想定をお知らせください。	年間最大4,000人、一日最大200人、一日平均120人程度と想定しています。
274	要求水準書(案)	44	第5	6	(2)	試食会対応業務	試食会に係る費用は全て市の負担という理解でよろしいでしょうか。	試食会に要する食材費用のみ市が負担します。
275	要求水準書(案)	45	第6			セルフモニタリング	「運営期間を通しておいしい給食を提供するため、下記の通り、セルフモニタリングを実施」とありますが、セルフモニタリングの対象は運営業務との理解で宜しいでしょうか。(維持管理業務や、設計・建設業務は含まれないとの理解で宜しいですか)	全ての業務が対象です。
276	要求水準書(案)		別紙1				特別洗浄室について、室ではなく特別洗浄コーナーのように場所を確保して通常の洗浄業務も行い、学校での生徒嘔吐時などは必要に応じてシャッター等で区画するような、効率的な使い方を出来る提案も可能という理解でよろしいでしょうか。	室としての対応が必要です。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
277	要求水準書(案)		別紙1				野菜上処理室は室ではなくコーナーとして整備してもよろしいでしょうか。	不可です。
278	要求水準書(案)		別紙1				運転手控室の設置は事業者の提案に委ねるとしていただけないでしょうか。	専任の運転手の場合は設置は必要です。 兼務の運転手の場合は、維持管理業務及び運営業務の業務水準が向上するのであれば、提案に委ねます。
279	要求水準書(案)		別紙1				リネン庫・洗濯室・乾燥室は運用上問題なければ一つの諸室にまとめてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)P9の「(2) 施設計画」に規定のとおり、維持管理業務及び運営業務の業務水準や法令遵守を目的として提案を行うことは妨げません。
280	要求水準書(案)		別紙1				基本計画書の内容からの変更については、どの程度可能でしょうか。同等以上が必ず必要でしょうか。 また、建築面積や諸室構成などレイアウトの変更は可能でしょうか。	前段については、同等以上が必ず必要です。 後段については、建築面積の変更は不可で、諸室構成やレイアウトについては、要求水準書(案)P9の「(2) 施設計画」に規定のとおり、維持管理業務及び運営業務の業務水準や法令遵守を目的として提案を行うことは妨げません。
281	要求水準書(案)		別紙1				基本設計書に記載されております各種設備につきまして、省エネ等の観点などから定格能力や台数などの事業者提案は可能と考えてしいでしょうか。	御理解のとおりです。
282	要求水準書(案)		別紙1	1	1.3	1.3.1 調理場諸室構成	諸室構成が、実施方針P14 第42 (3) 施設概要と異なる箇所(部屋名)がありますが、実施方針を正として宜しかったでしょうか。	実施方針を正とします。
283	要求水準書(案)		別紙1	1	1.4	調理・運営業務の内容	1.4 (2) に2段階配送を基本とするとありますが、効率的な配送業務を実施するため、一部の学校においては食器コンテナと食缶コンテナを同時に配送してもよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
284	要求水準書(案)		別紙1	1	1.4	調理・運営業務の内容	1.4 (2) の第1便で食器コンテナを配送する際、各学校への配送時間に制限はないという理解でよろしいでしょうか。	各学校の対応可能時間を市から事業者に伝えます。
285	要求水準書(案)		別紙1	2	2.1.1	建設敷地概要	実施方針および要求水準書の敷地面積は約9,800㎡です。基本設計書の建設敷地概要・建築概要では、7,532.36㎡となっています。7,532.36㎡は、給食センター立地部分の敷地面積で、近接の従業員駐車場は含まない面積で宜しいでしょうか。この場合、従業員駐車場を含んだ面積が約9,800㎡ (7,532.36㎡+約2,267.64㎡) と理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
286	要求水準書(案)		別紙1	2	2.1.2	建築概要	都市計画区域は市街化調整区域となっています。本計画は、都市計画法上の開発行為（一宮市における土地の区画形質の変更）に該当するのでしょうか。該当する場合、開発許可の適否・根拠をご教示下さい。	141番の回答を御参照下さい。
287	要求水準書(案)		別紙1	2	2.1.2	建築概要	南側の市道C589号線、西側の市道C577号線の現況幅員は4mですが、それぞれ拡幅予定は、C589号線は4mから開発基準に準じた6m程度、C577号線は4mから廃道3.6mを足した7.6m程度となる見込みでしょうか。また、その他の道路についても拡幅予定はあるのでしょうか。	C589号線が6.5m、C577号線が4.5m、C576号線が6.5m程度となる見込みです。その他はありません。
288	要求水準書(案)		別紙1	2	2.1.2	建築概要	敷地面積7,532.36㎡は、本施設建設における建築基準法の敷地面積であり、近接の従業員駐車場は含まないで宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
289	要求水準書(案)		別紙1	2	2.1.2	建築概要	敷地面積7,532.36㎡は、本施設建設における都市計画法の開発区域面積であり、近接の従業員駐車場は含まないで宜しいでしょうか。また、近接の従業員駐車場は含まない場合、従業員駐車場の敷地が単独での開発行為はないと理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
290	要求水準書(案)		別紙1	2	2.1.2	建築概要	防火区画の面積区画1,500㎡以下に区画は、任意設置の防火区画と理解して宜しいでしょうか。	準耐火建築物として設計していることから、1500㎡以下の面積区画と考えています。
291	要求水準書(案)		別紙1	2	2.1.2	建築概要	防火区画の面積区画について、区画である内壁端部の外壁部分に900mm以上のスパンドレル（1時間準耐火構造）がありますが、外壁全般の鋼板サンドイッチパネル厚さ35mmと同意匠の1時間準耐火構造の材料を貼ると理解して宜しいでしょうか。	「防火区画に接する外壁など」として同意匠の1時間準耐火構造の外壁材を用いる設計としています。同意匠を用いるものとしませんが、機能・性能面などの向上を目的とする提案を妨げません。
292	要求水準書(案)		別紙1	2	2.1.2	建築概要	防火区画について、基本設計は2階建ですが、堅穴区画をしている法的根拠をお示しください。	堅穴区画としては設計していません。面積区画を形成する目的で上下階を別の区画としているため、「貫通部の閉鎖が必要な場合に貫通部を区画する」を適用しています。基本設計を要求水準としますが、適宜、提案により区画を成立させてください。
293	要求水準書(案)		別紙1	2	2.1.2	建築概要	排煙設備について、非居室を告示適合させる法的根拠をお示しください。	建築基準法施行令第126条の2の1に該当しないため、非居室については排煙設備設置を必要とせず、告示適合を不要と考えています。
294	要求水準書(案)		別紙1	2	2.1.2	建築概要	防火区画の堅穴区画の行に、防災区画とありますが、防煙区画と理解して宜しいでしょうか。	その通りです。
295	要求水準書(案)		別紙1	3	3.2	敷地内に設ける各種設備の条件	合併処理尿尿浄化槽において、処理計画人員30人となっています。対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）における処理対象人員を求める建築用途および算定式をご教示下さい。	対象処理算定基準（JIS A 3302-2000）における類似用途別番号「10 作業所 イ（業務用厨房を設けない場合）」により算出しています。 $N=0.3P$ （n：人員、P：定員（事務員、調理従事者を100人と設定）として算定しています。排水処理設備は、事務員、調理従事者用の厨房も含んでいます。



番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
296	要求水準書(案)		別紙1	3	3.2	敷地内に設ける各種設備の条件	雨水貯水槽において、「一宮市雨水流出抑制基準による必要対策量として、浸透性舗装・緑地表面貯留を主体とし、不足分を貯留施設にて設置します。」とありますが、すべて宅内処理であり敷地外への放流はオーバーフロー含めてしないと理解して宜しいでしょうか。また、放流できる場合は、放流先は汚水・雑排水と同じ河川となるのでしょうか。	オーバーフロー又は排水ポンプにより放流を行います。放流先は東側前面道路の側溝となります。
297	要求水準書(案)		別紙1		4	建物配置計画	従業員駐車場の出入口が交差点から近いと思われませんが、関係各課及び警察署は了承済みの理解で宜しいでしょうか。	警察協議は完了していません。
298	要求水準書(案)		別紙1	5	5.1	1階平面計画	「回収風除室」とありますが、スペースの有効活用のため、回収風除室と洗浄室の間を区画する壁・扉等は設けない計画として宜しいでしょうか。 尚、ドックシェルターにより外部からの虫、砂塵を防止できる構造とします。	要求水準書(案)P9の「(2)施設計画」に規定のとおり、維持管理業務及び運営業務の業務水準や法令遵守を目的として提案を行うことは妨げません。
299	要求水準書(案)		別紙1	5	5.1	1階平面計画	回収室風除室について、運営上のスペースの有効活用として、回収風除室と洗浄室の間を区画する壁・扉等は設けない計画の提案も可能という理解でよろしいでしょうか。	298番の回答を御参照下さい。
300	要求水準書(案)		別紙1	5	5.1	1階平面計画	市職員事務室からプラットフォームに直接出入りする扉等が見受けられませんが、市職員は荷受け(検品)作業は行わないとの理解で宜しいでしょうか。	市職員事務室からプラットフォームへの移動は考えておりません。
301	要求水準書(案)		別紙1		5,6	衛生区域色分図	2階に設けられているトイレが1階調理エリア(作業準備室、和え物室等)からの離隔距離(大量調理マニュアル)が不足している様に見受けられます。このレイアウトは保健所の了承済みの理解で宜しいでしょうか。	離隔距離については、直線距離でなく歩行距離である旨を県内保健所で確認しています。 この事業における設計時には保健所の確認をしておりませんので、改めて一宮市保健所での確認が必要となります。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
302	要求水準書(案)		別紙1	6		2階平面図	2階平面図に遮音・目隠しルーバーの記載がありますが、立面図断面図に記載がありません。高さ方向の設定は任意に設定しても宜しいでしょうか？またルーバーを他のものに変更する事は可能でしょうか？	ルーバーの範囲、高さの設定は、屋上に設置する空調、換気機械設備等を考慮して設定してください。また、より良い方法があればご提案ください。 なお、立面図には、ルーバー寸法をご提案により変わることを考慮し、ルーバーの記載をしていません。
303	要求水準書(案)		別紙1	6		2階平面図	設備機械置場及び遮音・目隠しルーバーの範囲を変更する事は可能でしょうか？	要求水準書(案)P9の「(4) 設備計画」に規定のとおり、維持管理業務及び運営業務の業務水準や法令遵守を目的として提案を行うことは妨げません。
304	要求水準書(案)		別紙1	6	6.1	2階平面計画	シャワー室が見受けられます。運営上、利用頻度が著しく少ないと考えられた場合に無くしても宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
305	要求水準書(案)		別紙1	8	8.1	外装材料の選定について	外装材料として「鋼板サンドイッチパネル」としておりますが、他材料を採用した場合に減点対象となるのでしょうか。	要求水準書(案)P11の「(8) 仕上げ計画」に規定のとおり、維持管理業務及び運営業務の業務水準を目的として提案を行うことは妨げません。
306	要求水準書(案)		別紙1	9	9.1	内部仕上げ材の選定	末文の「表1-2に主要書室の内部仕上表を示す」とございますが、表9-2の間違いでしょうか。	御理解のとおりです。 別紙1の「9. 1 内部仕上材の選定」を次のとおり修正します。  修正前 表1-1に主要室にて選定した材料使用例 修正後 表9-1に主要室にて選定した材料使用例  修正前 図1-1に内観イメージパス 修正後 図9-1に内観イメージパス  修正前 表1-2に主要諸室の 修正後 表9-2に主要諸室の
307	要求水準書(案)		別紙1	10		建物断面計画	南側の庇と北側の庇の出寸法が、2階平面図と食い違っているようです。どちらが正でしょうか、。	2階平面図を正としてください。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
308	要求水準書(案)		別紙1	10		建物断面計画	地下ピット内高さ1,950mmとなっています。階段2（従業員用）を1階から降りて地下ピットまで到達できるので、地下ピットは地階扱いとなり床面積が発生するのではないのでしょうか。	ピット平面図における階段2室範囲に床面積が発生すると考えます。ピットは、配管のみを設ける空間として床面積が発生しないと判断しました。
309	要求水準書(案)		別紙1	10		建物断面計画	「床下ピットには一時的な水の流入が考えられます。そのためピット床にはコンクリート面に水勾配を取り、～ピット内に流入した水を建物外に排水します。図10-1に断面イメージを、また図10-2～10-5に主要部分の断面図を示します。」とありますが、断面図に水勾配は見受けられません。ピットエリアは広大かつ地中梁により仕切られている部分もあるため、水勾配をもうけて集水することは困難ですので、釜場等を適切に設ける計画で宜しいでしょうか。	問題ありません。
310			別紙1				配送校の見学の機会や学校内の配置図の資料がありませんが、学校内を通行する配送車両は基本設計書11ページに記載のある3tトラックでよろしいでしょうか。	配送車両の仕様は提案に委ねます。
311	要求水準書(案)		別紙1	11	11.1	建物立面計画	南側の庇の出寸法が、2階平面図と食い違っているようです。どちらが正でしょうか。	2階平面図を正としてください。
312	要求水準書(案)		別紙1	11	11.1	建物立面計画	配送車両が取りつくドックシェルター下部に掘り込みがありません。配送車両はパワーゲート式ではなく、シャッター式を事業者が調達すると理解で宜しいでしょうか。なお、配送先の各校の受入れ口の形状及び高さも問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。なお、配送先各校コンテナ室の諸寸法及び現在配送に使用している車両の概要を別に示します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
313	要求水準書(案)		別紙1	12	12.1	防火区画	<p>「消防法の規定に従い、厨房設備やボイラー室内の、最大消費熱量の合計が350キロワット以上となる範囲は設置部分の床面積が200㎡未満となるように防火区画を行います。」とありますが、図面上に区画用の感知器連動のシャッター及び防火扉の記載がありません。工事費算出に影響しますので、基本設計で想定している熱量区画面図をお示し下さい。</p>	<p>別紙1 12.1 防火区画の表記を下記のとおり修正します。 《修正前》 350キロワット以上となる範囲は設置部分の床面積が200㎡未満となるように防火区画を行います。 《修正後》 350キロワット以上となる範囲は設置部分の床面積が200㎡未満となるように不燃区画を行います。  熱量区画面図は提供できません。</p>
314	要求水準書(案)		別紙1	14-2		構造計画概要	<p>「GL-7.5m付近にN値10程度の層がありますが～安全性に問題ないことを確認します」とありますが、GL-3.5m付近にあるN値の落ち込みは問題ないという事で宜しいでしょうか？</p>	<p>GL-3.5mの落ち込みが有る場合には、その下の層を支持層とするため問題ありません。</p>
315	要求水準書(案)		別紙1	14-2		構造計画概要	<p>基礎の検討をするに当たって地盤調査報告書を提供いただけないでしょうか？</p>	<p>5月下旬に公表予定の確定版の要求水準書の別紙として示します。</p>
316	要求水準書(案)		別紙1	14-2	14.7.2	基礎とピット床の構造	<p>「マットスラブとして計画します。」とありますが、「構造スラブ」にするという意味でしょうか。観測された地下水位とは1.8mの余裕があるとの記載から捨てコン床としても宜しいでしょうか。</p>	<p>構造スラブの意味です。小梁を無くす目的で束柱を設けた形式にしています。 捨てコン床は認められません。</p>
317	要求水準書(案)		別紙1	14-2	14.7.2	基礎とピット床の構造	<p>構造計画概要の基礎とピット床の構造について、10.建物断面計画も併せて参照すると、1階床スラブ（フラットスラブ）下のピット空間に間隔3m程度に束柱があり、それを受ける直下のマットスラブ、さらに直下に基礎梁があり、布基礎または独立基礎フーチングの表現がございます。この基礎は、地盤反力を受ける接地面は布基礎または独立基礎底面で、マットスラブ底面は地盤反力を受けない考え方でしょうか。また、構造計算書をご提示頂けないでしょうか。</p>	<p>考え方はそのとおりです。 構造計算書の提供はできません。</p>

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
318	要求水準書(案)		別紙1	14-2	14.7.2	基礎とピット床の構造	基本設計の基礎方式から、別の基礎方式に変更は可能でしょうか。	要求水準書(案)P9の「(2) 施設計画」に規定のとおり、維持管理業務及び運営業務の業務水準や法令遵守を目的として提案を行うことは妨げません。
319	要求水準書(案)		別紙1	14-2		構造計画概要	主要構造部材の仮定断面を御提示頂けないでしょうか。	提供できません。
320	要求水準書(案)		別紙1	15	15.1	厨房設備計画 表15-1	ボイル用の蒸気回転釜が1台となっていますが、想定されている献立にて問題はないと考えて宜しいでしょうか。	問題ありません。
321	要求水準書(案)		別紙1	16		1階平面図 厨房機器配置図	厨房機器配置図と厨房設備機器リストに相違があります。 B6・B14・E17 厨房機器配置図を正として宜しかったでしょうか。	17-1 厨房設備機器リストの台数の記載について、B6を2台、B14を4台、E17を1台に訂正します。
322	要求水準書(案)		別紙1	16		1階平面図 厨房機器配置図	揚物・焼物・蒸物調理室と煮炊き調理室に境界にあるE10パススルーノーマルボックスの使用に想定されている献立をご教授ください。	スチコンによる下加熱を行った食材を釜調理する献立の、食材受渡しに使用します。
323	要求水準書(案)		別紙1	16		1階平面図 厨房機器配置図	揚物・焼物・蒸物調理室にE17ガス回転釜(災害時兼用)とありますが、本施設にて災害時の炊き出しなどで想定されている条件があればご提示ください。	想定している条件はありません。
324	要求水準書(案)		別紙1	16,17 -3		1階平面図 厨房機器配置図、厨房設備機器リスト	アレルギー対応調理室内、煮炊き調理室側のパススルー冷蔵庫(J15)は、想定される動線上、加熱後の食品を受渡しすると考えられますが、汁物や焼物等を冷蔵庫を介して受け渡すものと考えてよろしいのでしょうか。	冷蔵庫ではなく、パススルーカウンターを想定しています。修正します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
325	要求水準書(案)		別紙1	17-1		厨房設備機器リスト	リストに提示されている機器及び台数、性能は「参考」と考えれば宜しいでしょうか。	要求水準書(案) P9に示すとおり、厨房設備は、「別紙1 基本設計書」における「15 厨房設備計画」～「17 厨房設備機器リスト」に従って計画して頂きますが、維持管理業務及び運営業務の業務水準向上や法令遵守を目的として、厨房設備の有無・仕様について提案を行うことは妨げません。
326	要求水準書(案)		別紙1	17-1		厨房設備機器リスト	基本設計での設備計画(受電設備、ボイラー等)の範囲であれば熱源等は変更可と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
327	要求水準書(案)		別紙1	17-2		厨房設備機器リスト	(E10) パススルーノーマルボックスの用途は何を想定されているでしょうか。	322番の回答を御参照下さい。
328	要求水準書(案)		別紙1	17-2		厨房設備機器リスト	(E17) ガス回転釜(災害時兼用)とありますが、屋外へ持ち出での使用も想定されているでしょうか。	想定していません。
329	要求水準書(案)		別紙1	17-3		厨房設備機器リスト	(L1) 電気式天吊り式コンテナ消毒装置は40台となっていますが、配置図と台数の相違があります、どちらが正でしょうか。	配置図を正とします。36台です。
330	要求水準書(案)		別紙1	17-3		厨房設備機器リスト	(L2) 食器、食缶用コンテナ(天吊り仕様)とありますが、基本設計時はコンテナ全台数を天吊り式コンテナ消毒装置にて消毒する想定をされたのでしょうか。	食器用・食缶用とも、全台消毒します。
331	要求水準書(案)		別紙1	19-1		電気設備計画概要	各階平面図の調理エリア内にEPSの記載が見受けられません。調理機器レイアウト等が既にレイアウトされており、EPSを新たに設置すると各室内に調理機器が収まらない可能性があります。基本設計期間が無いため、現段階で想定しているEPSの位置をお示し下さい。	調理エリアには電気盤設置スペースを設けておりEPSはありません。電気盤設置スペースを別に開示します。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
332	要求水準書(案)		別紙1	19-1	19.1	受変電設備	キュービクル設置場所についてご指示いただいておりますが、周辺環境・維持管理を考慮し、建屋RF又は設計案よりやや西に入った場所への設置は可能でしょうか	要求水準書(案)P9「(1)配置計画」に規定のとおり、周辺への影響が大きくなるような再配置の提案は妨げません。
333	要求水準書(案)		別紙1	19-1	19.1	受変電設備	トランス容量・組み合わせについて記載ありますが、他熱源とのバランスを考慮の上、設備容量の変更を検討することは可能でしょうか。	御理解のとおりです。
334	要求水準書(案)		別紙1	19-1	19.2	幹線設備	19.2幹線設備に「停電時にコージェネレーションシステムからの発電電力を1階市職員事務室…」と記載がありますが、非常時・災害時に避難所としての利用を想定されていますでしょうか。	避難所としての利用は想定していません。
335	要求水準書(案)		別紙1	19-1	19.6	情報通信網設備	情報通信網設備について、LAN用アウトレットを委託業者事務所に必要と判断した場合は設置して宜しいでしょうか。	問題ありません。
336	要求水準書(案)		別紙1	19-1	19.9	インターホン設備	インターホン設備について、委託業者側の玄関・事務所にも必要と判断した場合は設置しても宜しいでしょうか。	問題ありません。
337	要求水準書(案)		別紙1	19-1	19.14、19.15	電気錠設備 機械警備用配管	電気錠、機械警備について空配管と記載がありますが実施方針P31.第4.9警備業務に緊急時30分以内の現地到着の記載があります。統括して実装すると解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
338	要求水準書(案)		別紙1	19-2	19.14	電気錠設備	電気錠設備：事業者エリアの更衣室になりますが、制御盤は市職員事務室に設置が必要でしょうか。	必要です。
339	要求水準書(案)		別紙1	19-2	19.14	電気錠設備	電気錠について、2階男子・女子更衣室の扉以外に、従業員エリアの廊下2と見学エリアの廊下1の連絡ドアにも電気錠(火災時：自火報連動解錠、日常時：職員の手動にて施解錠)を設置すると考えて宜しいでしょうか。	不要です。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
340	要求水準書(案)		別紙1	20-1		機械設備計画概要	空気調和機器設備につきまして、機器の熱源が定められておりますが、事業者提案は可能と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
341	要求水準書(案)		別紙1	20-1	20.3	換気設備	「表20-2 各室の換気方式一覧表」によると、「アレルギー対応調理室」は「第2種」を採用となっております。「別紙2 基本設計書(資料編) 換気設備計画1階平面図」を見ると、当該諸室は、「第1種」とも捉えられます。どちらを想定されているのか教えていただきたいです。	要求水準上は第2種を採用しています。なお、第1種となるよう提案を行うことを妨げません。
342	要求水準書(案)		別紙1	20-1	20.3	換気設備	換気設備について、テストキッチン3種換気としていますが、安定した排気および複数台の換気入り切りの際の室内気圧変化の緩和等を考慮し、同時吸排レンジフード(1種換気)にすることは差し支えないでしょうか。	要求水準書(案)P9の「(4)設備計画」に規定のとおり、維持管理業務及び運営業務の業務水準や法令遵守を目的として提案を行うことは妨げません。
343	要求水準書(案)		別紙1	20-2	20.8	給水設備	給水設備の計画で、直結方式と有りますが、貯水槽の検討は、いかがですか？	不可です。
344	要求水準書(案)		別紙1	20-2	20.8	給水設備	20.8給水設備において、「給水引込は、敷地北側上水本管(100A)より引込む計画とします。引き込み本数及びメーター口径は、75Aの2系統を最大として、実施設計における詳細設計にて決定します。(一宮市給排水設備課打合せ済み。) 給水方式は、直結方式とし、夏休み等長期間の学校休校日における、飲料水の水質を確保する計画とします。」とありますが、引込み位置や給水量検討、近隣住居への影響確認の為、給水関係の資料の公表をお願いします。	提供できる資料はありません。



番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
345	要求水準書(案)		別紙1	20-2	20.8	給水設備	20.8給水設備において、「給水方式は、直結方式とし、夏休み等長期間の学校休校日における、飲料水の水質を確保する計画とします。」とありますが、今回は直結方式を採用することから、直結方式の場合は水道事業者が行うことになるので、事業者側での検査は不要との理解でよろしいでしょうか。	検査が、学校給食衛生管理基準に定めた検査を指すのであれば、例えば、同基準第5日常及び臨時の衛生検査などは、事業者でお願いいたします。保健所への持ち込み検査のことを指すのであれば、水道水の採取をお願いします。
346	要求水準書(案)		別紙1	20-2	20.8	給水設備	「給水方式は、直結方式」とありますが、直結方式の場合使用水量が最大となる時間帯に周辺地域の水圧が下がる等の影響が出る恐れがあります。受水槽を設置する提案も可でしょうか。	不可です。
347	要求水準書(案)		別紙1	20-2		機械設備計画概要	各階平面図にPSの記載が見受けられません。調理機器レイアウト等が既にレイアウトされており、PSを新たに設置すると各室内に調理機器が収まらない可能性があります。基本設計期間が無いため、現段階で想定しているPSの位置をお示し下さい。	導入する調理機器やその配置などに影響を受けるため、基本設計としてはPSの位置を示していません。提案者の厨房機器計画などを考慮し、計画してください。
348	要求水準書(案)		別紙1	20-2	20.5	排煙設備	「20・5 排煙設備」で、「野菜下処理室は、上部の吹抜け（見学用開口）上部に排煙口を設置する計画とします。」とあります。西側立面図（X9～X11）に排煙開口の記載がありますが、2階平面図を見る限り見学者通路と干渉している様ですが、どのような排煙経路を想定しているかお示し下さい。	2階屋根面に排煙用トップサイドライトを設け自然排煙を設ける設計です。
349	要求水準書(案)		別紙1	20-2	20.12	消火設備	「20.12 消火設備」で屋内消火栓の記載がありますが、各階平面図には記載が見受けられません。基本設計期間が無いため、厨房設備の熱量区画で追加が必要と思われる防火設備（シャッター等）とあわせて想定位置を御提示下さい。	間仕切り、扉等の提案により、設置位置、設置数量が変化すると考えられるため、基本設計としては位置を示していません。提案者により計画してください。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
350	要求水準書(案)		別紙1	20-3	20.16	コージェネレーション設備	20.16ガスコージェネレーション設備につきまして、必須の設備と考えて宜しいでしょうか。 また、都市ガスを燃料とすることが条件と理解して宜しいでしょうか。 LPGでも提案可能なのでしょうか。	前段については、要求水準書(案)P9の「(4)設備計画」に規定のとおり、維持管理業務及び運営業務の業務水準や法令遵守を目的として提案を行うことは妨げません。 後段については、LPGでも提案可能です。
351	要求水準書(案)		別紙1	20-3	20.16	コージェネレーション設備	20.16ガスコージェネレーション設備につきまして、防災対応としての機能をお考えでしょうか。 防災対応を想定された場合、具体的な対応想定をお示しいただけませんかでしょうか。	基本設計では、災害時に一定期間、最低限の事務所機能を継続するためにガスコージェネレーションを検討しましたが、要求水準書(案)P9の「(4)設備計画」に規定のとおり、維持管理業務及び運営業務の業務水準や法令遵守を目的として提案を行うことは妨げません。
352	要求水準書(案)		別紙1、 別紙2			別紙1 20-2 機械設備計画概要 別紙2 地盤面日影図	日影図には受水槽の記載があり、20-2には直結方式と記載されていることから、受水槽を検討の上で直結方式を計画されているとお見受けいたします。検討途中で直結方式に変更した理由についてご教示いただくことは可能でしょうか。	使用する水の安全性を総合的に比較検討しました。
353	要求水準書(案)		別紙2			ビット平面図	公開されているPDFデータでは文字が上手く変換されていない様です。 修正した資料を提供いただけませんか？	5月下旬に公表予定の確定版の要求水準書の別紙として示します。
354	要求水準書(案)		別紙2			ビット平面図 断面図	ビット階の束柱による構造形式や基礎形状は変更可能でしょうか？ビット階に基礎梁を配置する事や支持地盤まで地盤改良とする変更は可能でしょうか？	構造形式や基礎形状は、建物としての堅牢性及び機能性の向上を図るための提案をお受けします。ただし、別に記した建物外壁形状を変更しないこと等が前提となります。
355	要求水準書(案)		別紙2			配置図	開発許可において、消防活動空地が不要な旨、申請先と協議済と考えてよろしいでしょうか？	消防打合せにて消防用活動空地設置に関する指導はありませんでした。
356	要求水準書(案)		別紙2			平面図	避難計画について申請先と協議済と考えてよろしいでしょうか？	建築平面計画の考え方については市建築指導課と協議済みです。避難経路については事業者で確認ください。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
357	要求水準書(案)		別紙2			1階平面図 2階平面図	玄関に至る階段及びスロープの登りはじめ部分に庇が掛かっておりませんが、宜しいでしょうか。	要求水準では当該庇を求めていますませんが、機能性等の向上のための提案を妨げるものではありません。
358	要求水準書(案)		別紙2			RF階平面図	南側の庇と北側の庇の出寸法が、2階平面図と食い違っているようです。どちらが正でしょうか。	2階平面図を正としてください。
359	要求水準書(案)		別紙2			断面図(2)	D-D断面図のX14左側に1FLレベルに片持ちスラブの記載がありますが、1階平面図には該当するものがみあたりません。スロープの中間踊り場と解釈すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
360	要求水準書(案)		別紙2			断面図(3)	G-G断面図について、保冷库の上部は埃溜まりになるので、壁で塞いで宜しいでしょうか。	要求水準書(案)P9の「(2)施設計画」に規定のとおり、維持管理業務及び運営業務の業務水準や法令遵守を目的として提案を行うことは妨げません。
361	要求水準書(案)		別紙2			1階床面積求積図	荷受け・配送風除室・回収風除室部に設けられた庇下が床面積に算入されておりませんが、荷捌き等の用途が発生しているため面積に計上しないで宜しいでしょうか。	建築基準法上の床面積の算定ではなく、屋外設備建屋及び荷捌き場面積を除外した面積で表示しています。
362	要求水準書(案)		別紙2			1階平面図_防火区画図	防火区画ラインがバススルー式調理機器扉と干渉している部分が見受けられますが、調理機器扉で「特定防火設備」認定を取得している機器は存在しないと思われます。厨房機器扉が開閉された状態で防火区画が成立するように防火シャッター（場合によってはシャッター受けの袖壁が必要）を事業者が再検討するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
363	要求水準書(案)		別紙2			1階平面図_防火区画図	揚物・焼物・蒸物調理室の連続フライヤーと移動台の隙間にある防火区画は、調理時に火災信号を受けてシャッターが作動した際、防火区画が形成されない恐れがあります。この部分の防火区画に関する見解をお教え下さい。	どこの場所であっても運営方法により移動台による防火設備閉鎖障害はあり得ると考えています。 実運営に照らし恐れのない設計を提案ください。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
364	要求水準書(案)		別紙2			1階平面図_防火区画図、2階平面図_防火区画図	EVが防火区画（赤線）されておりますが、1階玄関エリア+2階一般エリアに含めても1つの面積区画の範囲内と思われませんが、EVを各階で区画する法的根拠をお示し下さい。	1つの面積区画とは考えておりません。 292番の回答を御参照下さい。
365	要求水準書(案)		別紙2			1階平面図_防火区画図、2階平面図_防火区画図	階段2が2階部分で防火区画（赤線）されておりますが、1階玄関エリア+2階一般エリアに含めても1つの面積区画の範囲内と思われませんが、階段部で区画する法的根拠をお示し下さい。	292番の回答を御参照下さい。
366	要求水準書(案)		別紙2			1階平面図_避難経路図	消防法の規定に従い、厨房設備やボイラー室内、最大消費熱量の合計が350キロワット以上となる範囲は設置部分の床面積が200㎡未満となるように防火区画をした場合の避難経路図をお示し下さい	313番の回答を御参照下さい。
367	要求水準書(案)		別紙2			地盤面日影図	敷地南側の設備レイアウト（除外設備地上機械置場、キュービクル他）が配置図と相違しておりますが、配置図を正とすれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
368	要求水準書(案)		別紙2			地盤面日影図	地盤面日影図なので、除外設備地上機械置場からも影が発生するとの理解で宜しいでしょうか。尚、除外施設ではなく除害施設ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。 また、除外施設ではなく除害施設に訂正します。
369	要求水準書(案)		別紙2			地盤面日影図	日影規制条件の測定面高が0.000mになっていますが、一宮市の日影規制は市街化調整区域で4H、2.5H-4mになっています。実施設計業務の提出設計図書に含まれる日影図は、どの規制値で作成すれば宜しいでしょうか。	基本設計においては、近隣への影響範囲の確認のため地盤面日影図を作成しました。応募後は、建築基準法及び一宮市住宅事業等に関する指導要綱に基づき日影図を作成ください。
370	要求水準書(案)		別紙2			各室諸元表・仕上表	消火ポンプ室のみに「不燃区画」の記載があります。不燃区画の法的根拠をお示し下さい。	消防法施行令第11条第3項第1号ホ他「水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受ける恐れのない箇所に設けること」により、不燃区画程度を想定しています。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
371	要求水準書(案)		別紙2			各室諸元表・仕上表	清掃方法で「水洗い」との記載がありますが、床スラブ面での防水は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
372	要求水準書(案)		別紙2			各室諸元表・仕上表	各室毎の仕上表では「床：防滑VS、巾木：VS巻上」とありますが、仕上凡例では「床：防滑VS、巾木：塗床立上」となっており、各室毎の仕上内容と仕上凡例に記載された内容に相違があります。各室毎の仕上表を正として宜しいでしょうか。	別紙2「各室諸元表・仕上表・仕上凡例」の中の仕上凡例につきましては、床、巾木、壁、天井それぞれの仕上及び性能を、表3列（縦3列）を用いて一覧で表示しています。したがって、表の同一行（横方向）における床、巾木、壁、天井の間には、関連はありません。お尋ねのことは、別紙2「各室諸元表・仕上表」に記載の各室の欄を横にお読みください。
373	要求水準書(案)		別紙2			1階平面図	階段2及び階段3にDNの表記がありますが、地下ビットへ降りる階段でしょうか。	階段2は地下ビットへ通じる階段です。 階段3はボイラー室へ通じる階段です。
374	要求水準書(案)		別紙7			児童生徒数等の実績及び推計	各学校のクラス数が分かる資料を公募公告より前に頂くことは可能でしょうか。	将来の各校のクラス数を示すものはありません。現状の各校のクラス数は別紙8を御覧下さい。
375	要求水準書(案)		別紙7			児童生徒数等の実績及び推計	調理員とは貴市が本事業にあたり想定されている、調理員数でしょうか。	調理業務従事者に限らず、各責任者等を含め、提供食数の推計にあたって調理場内で給食を食べるであろう人数を見込んだものです。
376	要求水準書(案)		別紙7			児童生徒数等の実績及び推計	維持管理・運営期間が始まる2024年度の提供食数が8,693食で、それ以降減少傾向にありますが、一献立10,000食の供給能力がある調理機器が必要でしょうか。ご教授ください。	1番の回答を御参照下さい。
377	要求水準書(案)		別紙8			配送・回収先一覧	令和2年度の学級数の提示がありますが、維持管理・運営期間が始まる令和6年度の予測児童・生徒数と学級数を各配送校それぞれの内訳でご提示ください。	提示できる資料はありません。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
378	要求水準書(案)		別紙8			配送・回収先一覧	特別支援学級についても、1クラスとして学級数に含まれていますが、特別学級の生徒は通常学級に戻って喫食するのではなく、特別支援学級で喫食するので、1学級1室との認識で宜しいでしょうか。	御認識のとおり、計画してください。
379	要求水準書(案)		別紙8			配送・回収先一覧	各学校の特別支援学級は各々の教室で喫食するのでしょうか。また、各学校の職員室は1クラスとして換算して良いのでしょうか。	前段については、378番の回答を御参照下さい。 後段については、御理解のとおりです。
380	要求水準書(案)		別紙8			配送・回収先一覧	特別支援については、各校記載のクラス数分の食缶が必要でしょうか。それとも各校+1または、通常クラスからの取り分けでしょうか。	378番の回答を御参照下さい。
381	要求水準書(案)		別紙8			配送・回収先一覧	職員室分として、各校+1の食缶などが必要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
382	要求水準書(案)		別紙9			献立及び使用食材一覧(現状)	別紙9にご提示ありました献立の他に、本施設で調理する揚げパンなどの献立は想定されていますでしょうか。想定されている場合は、別紙10に食材調達・検収・調理の工程を記載お願いします。また、その際に使用する食缶と配送方法等をお示しくくださいますようお願いいたします。	248番の回答を御参照下さい。
383	要求水準書(案)		別紙9			献立及び使用食材一覧(現状)	献立で、焼きそば(揚げ調理あり)と揚げ物が重なる日がありますでしょうか。	ありません。
384	要求水準書(案)		別紙10			食材調達・検収・調理の工程	デザート(冷凍・冷蔵)は学校給食センターに納品され、保管・仕分後に各学校に配送する想定がある場合、その際の献立とデザートの納入時荷姿の最大寸法をご教示ください。	別紙10に記載してある冷凍果物、デザート(冷凍・冷蔵)につきましては、フルーツ和えなどで使用する冷凍ゼリーや冷凍果物です。直接学校に納品されるものとは異なります。直接学校に納品されるものにつきましては、学校の方で学校担当者が仕分け等を行います。

番号	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
385	要求水準書(案)					ソーラ発電	ソーラ発電の採用と併せて、EV車の導入計画も検討課題に	配送車両にEVを採用したいという御主旨でしょうか。 そうであれば、要求水準を遵守できる限り、車両の仕様は提案に委ねます。
386	その他					その他	本事業に応募するグループが1者のみとなった場合、要求水準を満たしていれば優先交渉権者になるという理解でよろしいでしょうか。	事業者選定基準において示します。
387	その他					事業用地の見学	事業用地の見学会の実施予定はありますでしょうか。予定がない場合は、事業者側で見学してもよろしいでしょうか。また、その場合、敷地内に入入りしてもよろしいでしょうか。	見学会の予定はありません。事業者の責任において、適宜、見学(敷地内の出入りを含む)して頂いて構いません。ただし、周囲への迷惑とならないよう配慮してください。
388	その他					備蓄	災害時用として、施設内には何日分の水や食料の保管を想定されているでしょうか。	罹災者対策としての保管は考えていません。 食材の未送達時等における代替給食のための食材は、事業者提案があれば、その内容を検討の上で購入を検討します。従事職員向け非常食、水は3日分を想定しています。
389	その他					災害時対応	貴市として給食センターの災害時対応は「避難場所」又は「避難場所への支援施設」どちらとしてお考えでしょうか。	この調理場を「避難場所」や「避難場所への支援施設」とする予定はありません。なお、災害時対応訓練とは、避難場所等の運営ではなく、調理場のり災の拡大防止や従事職員の安全確保を目的とする訓練を指します。
390	その他					CADデータ	基本設計時の「敷地図、建物1階、2階」のCADデータは公募公告より前に頂けないでしょうか。 ※DWG形式にてお願いします	5月下旬の確定版の要求水準書の公表時またはそれよりも後に、提供可能なものを提供します。
391	その他					現地確認	建設現場や各学校の現地確認については公募公告で詳細の案内をされるという認識でよろしいでしょうか。	387番の回答を御参照下さい。